

吉賀町告示第11号

平成31年第1回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月20日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 平成31年3月4日

2 場 所 吉賀町議会議場

---

○開会日に応招した議員

松蔭 茂君	三浦 浩明君
桜下 善博君	桑原 三平君
中田 元君	大多和安一君
河村 隆行君	大庭 澄人君
河村由美子君	庭田 英明君
藤升 正夫君	安永 友行君

---

○3月5日に応招した議員

---

○3月7日に応招した議員

---

○3月8日に応招した議員

---

○3月14日に応招した議員

---

○3月18日に応招した議員

---

○3月19日に応招した議員

---

○ 3月20日に応招した議員

---

○ 応招しなかった議員

---

---

平成31年 第1回(定例)吉賀町議会会議録(第1日)

平成31年3月4日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成31年3月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成31年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書(案)
- 日程第7 発議第2号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 発議第3号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 請負契約の変更について(障がい者総合支援センター建築工事)
- 日程第10 議案第7号 請負契約の変更について(相生橋側道橋架設(上部工)工事)
- 日程第11 議案第8号 平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第9号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第10号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第11号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第12号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議案第13号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第17 議案第14号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第18 議案第15号 吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第16号 吉賀町自治会館の指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第17号 吉賀町教育振興計画推進協議会設置条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 吉賀町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第20号 吉賀町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第21号 吉賀町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技

- 術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第22号 蔵木中・六日市中統合検討委員会設置条例及び蔵木中・六日市中統合準備委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第26 議案第23号 平成31年度吉賀町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第24号 平成31年度吉賀町興学資金基金特別会計予算
- 日程第28 議案第25号 平成31年度吉賀町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第29 議案第26号 平成31年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成31年度吉賀町介護保険事業特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成31年度吉賀町小水力発電事業特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成31年度吉賀町下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 平成31年度吉賀町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 平成31年度吉賀町一般会計予算

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 平成31年度町長施政方針
- 日程第6 発議第1号 核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書(案)
- 日程第7 発議第2号 吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 発議第3号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第6号 請負契約の変更について(障がい者総合支援センター建築工事)
- 日程第10 議案第7号 請負契約の変更について(相生橋側道橋架設(上部工)工事)
- 日程第11 議案第8号 平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第9号 平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第10号 平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第14 議案第11号 平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第12号 平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第16 議案第13号 平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第17 議案第14号 平成30年度吉賀町一般会計補正予算(第8号)

日程第18 議案第15号 吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について

日程第19 議案第16号 吉賀町自治会館の指定管理者の指定について

---

出席議員（12名）

1番 松蔭 茂君	2番 三浦 浩明君
3番 桜下 善博君	4番 桑原 三平君
5番 中田 元君	6番 大多和安一君
7番 河村 隆行君	8番 大庭 澄人君
9番 河村由美子君	10番 庭田 英明君
11番 藤升 正夫君	12番 安永 友行君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 水落 裕之君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳君	副町長	赤松 寿志君
教育長	光長 勉君	教育次長	大庭 克彦君
総務課長	野村 幸二君	企画課長	深川 仁志君
税務住民課長	齋藤 明久君	保健福祉課長	永田 英樹君
産業課長	山本 秀夫君	建設水道課長	早川 貢一君
柿木地域振興室長	榎木 昭典君	出納室長	中林知代枝君

---

午前9時00分開会

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達しておりますので、平成31年第1回吉賀町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、11番、藤升議員、1番、松蔭議員を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。大多和議会運営委員長。

○議会運営委員長（大多和安一君） おはようございます。

2月28日開催された議会運営委員会で第1回定例会議の日程を審議いたしまして、次のように決定いたしました。

会期は、本日3月4日より3月20日までの17日間としたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） お諮りをいたします。本定例会の会期はただいま委員長報告のとおり、本日から3月20日の17日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、よって、会期は本日から3月20日までの17日間と決定をしました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名はお手元に配付したとおりです。監査委員よりの例月出納検査報告、定期監査報告、備品監査報告及び議長の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。なお、2月21日に開催されました島根県町村議会議長会定期総会において、9番、河村由美子議員及び10番、庭田議員が島根県町村議会議長会の25年以上在職の自治功労者表彰を受けられましたので、報告、披露をいたします。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行君） 日程第4、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めて、おはようございます。本日から開会いたしました平成31年第1回定例会どうかよろしくお願いたします。

それでは、私のほうから配付をさせていただいております町長行政報告によりまして、概略を

申し上げたいと思います。

昨年12月の定例会以降でございますが、12月の定例会につきましては、12月7日金曜日から14日金曜までのおおむね1週間の会期でございました。

12月の9日でございますが、益田で行われました高津川流域都市交流促進プロジェクト成果報告会のほうへ参加をさせていただいております。これは、新しい事業でございますが、益田さんが中心になられまして流域の津和野町、吉賀町ともどもに、関係人口の促進について調査・研究をした事業でございまして、これについての報告があったということでございます。

進みまして、12月15、16日の土曜、日曜でございます。以前から御紹介をさせていただいておりましたが、元厚生大臣の津島雄二先生が吉賀町のほうへ御来町いただいたということでございます。今回、1泊2日の行程でございまして、津島先生ほか娘さん御夫婦含め3人で御来町いただいたということでございまして、大野原にございましてお墓詣り、あるいは町内の各所の散策をしていただいたところでございます。「町民の皆さんによろしくお伝えください」ということでございましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。

下でございます。12月27日でございます。故竹内剛氏の叙勲の伝達ということで、御自宅のほうに出向いて伝達をさせていただきました。この日は、消防年末警戒のほうへ出席をいたしております。

一番下、12月28日でございます。臨時議会を招集をさせていただきました。

めくっていただきまして2ページでございます。

28日が仕事納め式を行いました。

それから、大みそかの12月31日でございますが、私は職務上、農業公社の会長も務めているということもございますので、「やくろ」のほうの最終日のほうへ行って御挨拶を差し上げる。

それから、年が明けて1月2日には初売りでございましたので、同じく「やくろ」のほうを訪問させていただきました。

1月4日金曜日は、仕事始め式でございます。

1月の6日日曜日でございますが、吉賀町の消防出初め式を挙行したところでございます。

1月9日の水曜日から予算査定ということで、町長査定を開始をさせていただきました。

1月17日木曜日でございますが、これは毎年開催をされておりますが、国土交通省との幹部職員との事業についての意見交換がございましたので、東京のほうへ出かけております。

1月の18日、ヨシワ工業株式会社六日市工場を訪問させていただきました。社長以下役員の方がお出かけでございましたので、年頭の御挨拶をさせていただいたところでございます。その日の夕刻から在広島県人会の新年会が広島でございましたし、翌19日、20日は島根ふるさとフェアということが開催されましたので、広島のほうへ出かけたところでございます。

1月20日の日曜日でございますが、地方創生講演会ということで藻谷浩介先生、松本公一先生の講演会を開催をさせていただきました。それに続きまして藻谷先生と私との対談も行ったということでございまして、この内容につきましては、後刻のところではサンネットのほうで放映をされたところでございます。

1月21日でございます。松江で島根県土地改良事業団体連合会の役員会がございました。

22日火曜日は、津和野町で鹿足郡事務組合の臨時会が招集をされております。

1月24日木曜日でございます。吉賀町ブランドロゴマーク、キャッチコピーも含めてでございますが、完成記者発表会を吉賀高校の生徒の皆さんと、この庁舎のほうで開催をさせていただきました。

25日金曜日は、庭田隆紀氏の叙勲の伝達ということで、同じく御自宅のほうへ御訪問させていただいて、伝達をしたところでございます。

26日土曜日でございます。まず、この日は午前中、吉賀高等学校支援協議会の設立総会を七日市の林業総合センターで行いまして、午後からは益田キヌヤショッピングセンターで行っております、恒例になりましたが吉賀町フェアのほうへ参加をさせていただきました。

27日の日曜日につきましても、午前中は注連川の旧道面家住宅のほうで文化財防火訓練を行いまして、午後、同じくキヌヤのほうへフェアに参加をさせていただきました。

1月31日は、議会全員協議会、それから臨時会の招集をさせていただいたところでございます。

2月に入りまして1日の金曜日でございます。今度は、これは林野庁の関係でございますが、同じく幹部職員との事業についての意見交換がございましたので、県内の首長さんともども参加をさせていただきました。

2月の5日からでございます。まず5日は島根県後期高齢者医療広域連合の定例会、6日は、島根県土地改良事業団体連合会の通常総会と60周年の記念式典、さらに島根県町村会の臨時総会、それから8日の日は、これは知事が支部長を務めておりますが、日赤島根県支部の評議員会のほうそれぞれ松江のほうに出かけたところでございます。

12日火曜日は、益田市で行われました広域事務組合の理事会のほうへ出席をいたしました。

14日の木曜日でございます。この後ろの体育館で行われました吉賀高等学校のキャリア教育の成果発表会に参加をいたしました。

15日金曜日は、全員協議会でございます。

16日の土曜日は、議長と一緒に益田で行われました石見西地区の郵便局長会通常総会のほうへ参加をさせていただきました。

17日の日曜日でございますが、産業課のほうがお茶のブランド化の事業を進めております。

その事業の一環でございますが、各公民館で、そのお茶飲み会というのを今行っておりまして、これ初日でございますが、蔵木公民館のほうへ午前中参加をさせていただきまして、その日の午後は産業課の職員と白谷茶園の作業に従事をさせていただきました。

2月の18日月曜日は、香川県高松市にありますハンセン病の療養施設でございますが、大島青松園のほうへ表敬訪問をさせていただきました。これは、長年にわたってこちらの施設が町内の中学校、高校の生徒の皆さん、それから役場の職員の研修の施設ということでお世話になっておりますので、そうしたことも含めて関係者と表敬訪問をさせていただいたということでございます。

19日の火曜日でございます。大阪に赴きまして株式会社モンベル、それから東武トップツアーズ株式会社の表敬訪問を行わせていただきました。これは、後の施政方針の中でも若干触れておりますが、今回、株式会社モンベル様のほうと包括連携協定を進めさせていただきたいということで準備をしておりますので、その協議ということで出向いたところでございます。

20日の水曜日でございます。郡内の一部事務組合のそれぞれ定例会が開催をされましたので、出席をさせていただきました。

21日木曜日、消防車両の引き渡し式、それから午後からは、株式会社パソナグループが来庁ということで、これは全員協議会で御紹介もさせていただきました地域商社の設立の関係の株式会社丹後大國のほうから吉賀町のほうへ御来庁いただいたということでございます。

22日の金曜日は、「竹島の日」の記念式典のほうへ参加をさせていただきました。

最後の4ページでございます。

23日は、六日市基幹集落センターで、毎年恒例になりましたが、サクラマスプロジェクトの成果発表会のほうへ参加をさせていただきました。

24日の日曜日でございます。七日市にありますキヌヤ七日市店の4周年目のフェアがございましたので、こちらのほうへ顔を出させていただきました。

25日は、島根県市町村職員共済組合の組合会で松江に出かけております。

26日の火曜日は、広域事務組合の定例会でございます。

27日は、全員協議会、それから28日も松江に出かけまして、島根県市町村農林水産振興対策協議会の総会、島根県の過疎地域対策協議会の総会、さらに町村会の定期総会ということでございます。

3月になりまして、1日は、吉賀高等学校の卒業式でございます。なお、この卒業式の後に、大変生徒の皆さんがお世話になりました吉賀町統一のロゴキャッチコピーに対する感謝状を、設立をさせていただきました支援協議会の会長名で伝達をさせていただいたということでございます。

3月2日土曜日でございます。町内各所でいろいろなイベントがございました。柿木の「あったかフェスティバル」、朝倉は「三郷の里ふれあい祭り」、それから六日市では「吉賀町産米ブランド化の推進大会」、夕刻からは、吉賀町サッカー連盟のレスポクト報告会が行われましたので、それぞれ出席をさせていただきました。

それから、きのう3日、日曜日でございますが、午前中は増本苺佳ちゃん、マシモトイチカとこれ読みますが、この方が表敬訪問をしていただきました。今回の広報でも御紹介をさせていただいておりますが、この増本苺佳ちゃんの絵が全国コンクールで見事入賞されまして、1月には東京で、そしてこの3月の8日から4月8日まで1カ月間なんです、フランス、パリのルーブル美術館のほうで作品が展示をされるということで、大変すばらしいことでございますので、きのう、お父さん、お母さん、それから苺佳ちゃん、御三方で町長室のほうへ表敬訪問をしていただいたということでございます。この内容はまた、後の広報のほうでも御紹介をさせていただこうと思います。

それから、きのうの午後は基幹集落センターで行われました町の土地改良区の通常総代会のほうへ参加をさせていただきました。

以上でございます。

---

#### 日程第5. 平成31年度町長施政方針

○議長（安永 友行君） それでは、日程第5、平成31年度町長施政方針並びに提案理由書の説明についての説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、お手元に配付をさせていただいております資料によりまして、平成31年第1回吉賀町議会定例会の町長施政方針並びに提案理由説明を申し述べたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは表紙をめくっていただきたいと思います。

平成31年第1回吉賀町議会定例会の開催にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、今後の町政運営に臨む基本的な考え方の一端と施策の概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、国内状況についてであります。1月28日開会した第198回通常国会における安倍内閣総理大臣の施政方針演説の柱は、次のような内容でありました。それは、平成の次の時代に向かって、日本のあすを皆さんとともに切り開いていくために、全世代型社会保障への転換、成長戦略、地方創生などに積極的に取り組むというものであります。

全世代型社会保障への転換については、成長と分配の好循環、教育の無償化、一億総活躍を核に、お年寄りだけでなく、子どもたち、子育て世代、さらには現役世代まで、広く安心を支えて

いく制度への転換を成し遂げていかなければならないとしています。

成長戦略については、日本企業に再び未来に投資する機運が生まれてきたとして、将来に向けたイノベーションを大胆に後押しするとともに、バブル崩壊後、我が国の経済と雇用を支えてきた中小・小規模事業者に対しても補助金や制度改善などで支援することにより、深刻な人出不足と後継者確保のために最善を期すこととしています。

地方創生については、若者がみずからの未来を託すことのできる農林水産新時代の構築や、外国人観光客数が昨年、過去最高を更新したことなどを受け、全国津々浦々、経済の好循環のために観光立国に向けた取り組みも継続することとしています。また、命を守り、災害に強い国づくりを行うことにより、生産基盤を整備するなど国土強靱化対策にも当然取り組み、総体として地方に魅力を感じ、地方に飛び込む若者たちを力強く後押ししていくとしています。

次に、島根県内の状況についてであります。2月12日開会した平成31年2月島根県議会定例会における島根県知事の所信表明並びに提案理由説明要旨は、次のような内容でありました。

それは、来月の知事選挙を控えている中であって、当面必要な予算として、総合戦略に基づく地方創生・人口減少対策、国の国土強靱化関係予算を最大限活用した安心安全な県土づくり、その他市町村への補助金や義務的経費など年度当初から行う事業などを措置したとのことでもあります。その結果、来年度当初予算の総額は4,687億円で、前年度に対し3.7%、167億円の増加となっています。

特に、総合戦略関連で申し上げますと観光を主体とした産業振興、農林水産業の振興、結婚・出産・子育て支援と女性の活躍推進、中山間地域・離島対策と移住定住対策、地域医療と介護・福祉の充実、教育の充実、社会基盤の整備などを柱としています。そして、国土強靱化対策以外にも被災者生活再建支援制度の創設、二巡目となる国体とスポーツ振興、竹島問題など多岐にわたる課題に対処するための予算組みになっています。また、今年度補正予算では、国の補正予算編成に対応し、国土強靱化対策やTPP対策など総額172億円を追加しています。

なお、溝口知事におかれましては、平成19年4月に就任以来、3期12年にわたり「活力ある地方の先進県島根」を目指し、県政発展のために御尽力いただきました。残念ながら、今期限りでの御勇退を表明しておられ、この間の御活躍に町民を代表して衷心よりお礼申し上げる次第であります。いずれ新しい執行体制が誕生するわけではありますが、引き続き県下市町村への強力な御指導を大いに期待しているところでございます。

国も島根県も将来にわたる状況を的確に見極め、高所大所からの施策の展開はもちろんのこと、一方では、より一層の現実的対処を講じていくことも求められていると思います。さらに、地方公共団体にとって、財源の大半を占める地方交付税のあり方については、従来にも増した厳しい見込みの中で、財政運営を図っていかなければなりません。その上で、適切な住民サービスを確

保しつつ、地域振興と行政の効率化を講じていくべきであります。

いずれにしても、施策を効果的に展開していくのは、地方自治体であり、そのような観点からも地方の責任は一層重くなっていることを従来にも増して、より強く意識しなければなりません。

町政を取り巻く諸情勢についてでございます。

早いもので、私が町長に就任して1年5カ月が経過しようとしています。これまでも繰り返し申し上げておりますように、この町の未来をさらに輝かせるために、「一体感の醸成」を果たすことが自分に与えられた使命であると考えております。

そして、継続性を意識しながらも積極果敢に行政執行に邁進していくべく「まちを一つに」をスローガンに掲げ、テーマである「住民目線のまちづくり」を実現するために、「三つのよし！の吉賀町」を目指していくことをまちづくりの基本姿勢としています。

その実現を目指す道しるべは、第2次吉賀町まちづくり計画と、吉賀町総合戦略であります。とりわけ、吉賀町総合戦略は、来年度が最終年度となり、計画の総仕上げの年となります。これまでの取り組みにより、ここ数年は、出生数が増加するとともに、社会増も実現し、月によっては人口増加の傾向も見られ、人口減少率は若干緩やかな状況にあります。さらに、このような状況を好転させ、この町に生まれ育ってよかった、この町で生活できて本当によかったと等しく実感していただけるよう努力してまいりたいと思います。

また、来年度は、森林環境譲与税の導入や10月からの消費税増税など国の制度も大きく変革する年であります。情勢を的確に把握するとともに、これまでの財政健全化に向けた取り組み姿勢を緩めることなく、引き続きその歩を進めなければなりません。

加えて、本年は天皇陛下が4月末をもって退位され、皇太子様が5月に即位されることとなり、新たな元号で新たな時代が始まる大きな節目の年でもあります。さらに、4月には統一地方選挙で島根県知事選挙と島根県議会議員選挙が、その後7月には参議院議員通常選挙がそれぞれ執行されます。県政及び国政選挙などによる情勢の変化にも的確に対応していくことも必要であります。

いずれにしましても、大きな時の流れの中であって、住民の皆様とともにその現実を共有できるような行政を執行していかなければならないと考えております。

それでは、第2次吉賀町まちづくり計画に沿って、来年度の主要施策について、以下のとおり順次申し述べてまいります。

最初に、「快適で安全に暮らせるまちづくり」についてであります。

町内全域の情報通信網として整備しましたケーブルテレビ施設につきましては、吉賀町での基本プラン加入率は約83%となっており、ほぼ横ばいの状況が続いています。一方、昨年度から整備を開始した津和野町内の施設につきましては、合併前の日原町エリアのF T T H化が完了し、

運営を開始しています。これにあわせて吉賀町内においても、より高速なインターネット環境が整い、現在は最大1ギガバイトのスピードでの利用が可能となり、町民の利便性が一層向上しているところ です。

防災行政無線の整備につきましては、今年度基本設計が完了いたしますので、来年度から2カ年の工期で工事を進めてまいります。来年度は、島根県と共同で総合防災訓練を実施し、地域住民のさらなる防災意識向上と災害時における対応力の強化を図ります。こうしたハード、ソフト両面からの取り組みを進め、地域の防災力の向上に努めてまいります。

公共交通につきましては、地域住民の移動手段の確保、町のにぎわい創出、拠点間の人の交流など大きな役割を担っています。今年度から、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにし、持続可能な公共交通網の形成が図られるよう、「吉賀町地域公共交通網形成計画」の策定に取り組んでいます。利用者や町民ニーズ調査を行い、現在取りまとめているので、近いうちに集計したものを報告できることと考えています。

また、来年度はこれに基づき、「まちづくりとの一体性の確保」、「総合的なネットワークの形成」、「多様なサービスの組み合わせ」、「住民の協力を含む関係者の連携」などの観点を踏まえた、計画全体のとりまとめを行うこととし、所要額を予算計上しています。

再生可能エネルギーの普及事業につきましては、今年度に引き続き、太陽光発電システム、木質バイオマスストーブ、太陽熱利用によるシステムについて推進していきます。

道路環境の整備につきましては、町道など生活に身近な道路の安全・安心な道路環境を確保します。特に、通学路においては島根県、教育委員会、警察署等と連携し、安全点検を実施するとともに、点検結果にしたがい町道、歩道の改修等に取り組んでまいります。

道路の維持管理につきましては、安全パトロールや危険箇所の点検を実施し、日々の交通に支障を及ぼすことがないように道路機能の向上と維持管理に努めます。また、橋梁・トンネル等の点検を計画的に実施し、健全度判定の結果により修繕工事等を行います。

高規格道路等の地域幹線道路の整備につきましては、山陰道の早期完成に向け、管内市町と連携し、取り組みを進めてまいります。また、益田岩国道路につきましては、今年度より益田市、津和野町と意見交換の場を設けるなど検討を進めているところです。来年度は、岩国市や国道187号沿線関係者との意見交換を行うとともに、要望等の具体的な取り組みを進めてまいります。

危険箇所の対策につきましては、温暖化の影響と思われる台風の大型化や豪雨災害が発生している今日、島根県においては、土砂災害警戒区域の見直しにおける特別警戒区域の調査が進められています。町民の皆様の御理解をいただきながら指定に向けた取り組みを進めるとともに、関連する対策事業をハード、ソフト両面から対策を講じていきます。また、ため池の危険性が全国

的に指摘される中、町内に存在するため池の安全対策を進めます。

水道事業につきましては、住民にとって重要なインフラを維持する観点から計画的・効率的な施設維持に努め、今後もより一層、適切かつ合理的な事業推進に努めてまいります。

下水道事業につきましては、利用者の加入促進を図りながら、下水道施設、農業集落排水施設の適切な管理運営を行うとともに、合併処理浄化槽設置補助金と浄化槽維持管理費補助金制度の定着を進め、快適な生活環境の確保に努めてまいります。

町営住宅の整備につきましては、低所得者向けの住宅の確保と定住の促進に向け、整備を行っているところです。建設して40年を超える住宅が多く現存していることから、平成28年度に策定した長寿命化計画により、古い物件から建てかえを実施しており、来年度も高津川流域産材を活用し、沢田団地2棟4戸の建設を行います。

地籍調査事業につきましては、国・県の予算確保が厳しい状態が続いておりますが、来年度、新規調査地区として、椈谷5地区0.09平方キロメートル、広石1地区0.43平方キロメートルの調査を計画しており、引き続き進捗率の向上を目指します。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部が改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、就労や就学の関係から、人口に占める外国人の割合が高い本町へも、さらに多くの外国人の流入が予想されます。国・県の動きや支援策にも注視しつつ、外国人を取り巻く生活環境の整備や支援について検討してまいります。

柿木地域における公共施設のあり方については、庁内検討会を設置して検討を進めてまいりました。現在、当初の検討結果を取りまとめた報告書をたたき台に、修正を加えて最終案を作成しており、最終の報告書が提出されましたら、町としての考え方、方針について柿木村地域振興協議会をはじめ関係機関へお示しし、御意見をお伺いすることとしております。

古賀町小水力発電所につきましては、今年度放水路修繕工事を実施しており、今月工事が完了しますと、これまでどおり順調な発電量が期待されます。今後も計画的に施設の長寿命化対策を実施することで、安定的で効率のよい発電事業に取り組んでまいります。また、この施設の売電による収益の一部が、将来の子育て支援策に係る財源確保の役割を担っていることなど、広報誌等を通じて町内外へ情報発信するとともに、積極的に見学を受け入れなどを行い、施設の注目度や愛着度の向上に努めてまいります。

次に、「健康で安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

安心して子どもを産み育てる環境づくりにつきましては、今年度出生数は31人と、昨年度を下回る状況であり、引き続き吉賀町人口ビジョンの目標総人口の実現に向け、出産前から分娩期・育児期を通して、安心して産み育てられる体制の充実が必要であると考えます。このため新規事業として国の母子保健医療対策事業を活用した産後2週間健康診断や、産前産後サポート事

業等を平成29年秋に町内に開業された助産院と連携し実施する計画です。

平成27年度より実施しております学校給食費、保育料及び学童保育利用料、子ども等医療費の無償化事業につきましては、来年度国の幼児教育・保育無償化対策が実施され、新たな財源確保が見込める状況にあり、引き続き実施してまいります。また、来年度に予定しております「第2期吉賀町子ども子育て支援事業計画」の策定につきましても、この新規財源を有効活用し、子育て世代のニーズに対応した施策の充実や、必要な人材確保等を盛り込んでいく計画であります。朝倉保育所につきましては、ここ数年間入所がない状態が続いておりましたが、今年度に申し込みがあり、来年度はゼロ歳児1名の入所でスタートする見込みであります。このため、現在4名での保育士配置を3名体制に変更して運営を行い、引き続き地域等との連携を図りながら入所児童の確保に努めてまいります。また、この配置変更により、正規職員1名を子育て支援コーディネーターとして保健福祉課に配属し、よりきめ細かく子育て支援が現実できるよう子育て世代包括支援センターの体制強化を図ってまいります。

健康づくりにつきましては、これまでと同様に「第2次いきいき21吉賀町健康づくり計画」に基づき、誰もが心豊かに、安心していきいきと安全に暮らせる町を目指して、ライフステージに沿った健康増進、生活習慣病予防・重症化防止及び介護予防に重点を置いた取り組みを効果的に推進し、がん・糖尿病・脳血管疾患の発症・脂肪の減少、自死予防の取り組みの強化、要介護高齢者割合の減少、口腔機能の維持等の取り組みにより、平均寿命や65歳時平均自立期間の延伸を目指します。

また、食育事業につきましても引き続き、食育推進計画に基づき、家庭や保育所・学校・地域等といった生活の場面において、健全な食生活を自立的に営むことができる力の育成に向け、吉賀町食生活改善推進協議会をはじめ、さまざまな関係団体と連携し取り組んでまいります。これらの事業の推進にあたっては、専門職の確保や育成が重要であるため、来年度保健師2名を新たに採用し、町民の一層の健康増進に向けた体制の強化や充実を図ってまいります。

住民が住み慣れた地域で安心して生活できるための医療を守る取り組みにつきましては、鹿足郡医師会との連携により長年にわたり休日における初期救急医療に対応してきた在宅当番医制度を、諸般の事情により今年度をもって廃止することになりました。住民にとって医療サービスがひとつ消滅することは大きな痛手ではありますが、有効な負担軽減等の対策が見いだせない状況において、現行医療体制を維持するためにやむを得ないとの判断に至りました。そのため、今後は郡内で唯一の救急外来を標榜している六日市病院が担う役割は一段と重要になってまいりますので、第4次六日市病院支援計画等に基づき、財政支援を継続してまいります。

また、喫緊の課題であります医療従事者の確保等の施策についても、島根県や圏域内市町等と連携し、地域医療体制を守るため取り組みを進めてまいります。とりわけ六日市医療技術専門学

校につきましては、これまで町内の医療従事者等の養成や確保に重要な役割を担ってこられ、運営継続に向けて国・県等の制度活用による公的財政支援の検討を求められており、新たな制度が実現するよう他の市町村と連携を図りながら国・県及び関係機関等に対し働きかけを行ってまいります。あわせて本格化する外国人留学生受け入れ体制整備に対しても支援が求められており、来年度中の早期制度化を目指し作業を進めてまいります。

現在、国内において毎年約1万人の方が白血病などの血液疾患を発症しており、そのうち2,000人の方が骨髄ドナーからの移植を必要としています。移植にあたってはドナーだけではなく、ドナーを雇用する事業所の理解や協力が不可欠であり、大切な命を守るため、支援の充実が求められています。このため、来年度新規事業として、吉賀町骨髄移植ドナー等支援事業を実施し、ドナー提供者及び事業所への助成を行い、骨髄移植及びドナー登録の推進を図ってまいります。

地域福祉につきましては、一人一人の不安や悩みに対する総合相談支援体制づくり、ボランティア活動の育成や充実、多様なニーズに対応するサービス基盤の整備、地域における支えあいの仕組みづくりなど、住民の相互扶助による住みよい地域共生型社会の実現を目指してまいります。

その中心的役割を担うのは吉賀町社会福祉協議会であり、社会福祉法により求められる公益性の高い事業に積極的に取り組めるよう、昨年度策定した吉賀町社会福祉協議会支援計画に基づき、法人運営補助金等の支援を行い、経営基盤安定の早期実現につなげてまいります。また、地域において住民が安心して生活をするため、民生委員・児童委員・主任児童委員の存在は大変重要であります。来年度は、委員の改選期にあたるため、町内全ての地域で見守り体制の一層の充実が図られるよう必要な支援を行ってまいります。

生活困窮者への対策としましては、従来制度に加え、本年10月より実施されます消費税・地方消費税率引き上げにより懸念される、低所得者・子育て世帯への消費への影響等を緩和するため、低所得者・子育て世帯向けのプレミアムつき商品券の発行を、国の財政支援により実施するよう現在準備を進めております。

障がい者福祉につきましては、今年度より着手しております障がい者地域活動総合支援センター建設事業が、ことし8月末完了の予定であり、完成の暁には誰もがともに地域で暮らせるまちの実現に向け、NPO法人「よしかの里」等との連携により、これまでの就労継続支援や総合相談支援等に加え、ゆとりのある施設空間を活用し、生活介護事業や日中一時支援事業等のサービスの新設や充実を図ってまいります。また、障がい者差別解消法に基づき、障がいを持つ方々が地域において安全安心して生活できるよう、必要な合理的配慮やバリアの解消に取り組み、公平な地域社会の確立を目指します。

高齢者福祉につきましては、住み慣れた地域において自立した生活が継続できるよう、生活に

必要な集いの場や移動手段の確保、栄養状態維持改善のための配食サービスの充実、見守り体制の整備、社会参加や生きがい対策の推進を図ってまいります。

その中で、昨年からの水中運動教室休止につきましては、多くの住民から継続や再開を望む声がさまざまな形で寄せられております。現時点において再開は困難ではありますが、これにかわる「ストレッチ教室」を新たに実施し、高齢者の健康づくりや介護・認知症予防、生きがい対策の充実につなげてまいります。

国民健康保険につきましては、今年度から島根県が財政運営の責任主体となる新たな制度へ変わり、現在、円滑に運営されています。引き続き財政基盤の抜本的強化や、効率的かつ質の高い医療の提供等が図られ、将来にわたり国民皆保険の安定的運営が実現できるよう、島根県や他市町村と連携し、資格管理、保険給付、適正な保険税率の決定、賦課徴収業務や保健事業等、地域住民と密接に関係するきめ細やかな業務を引き続き担ってまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、今年度をもって島根県後期高齢者医療広域連合への本町職員派遣期間が終了となります。この間に培った広域連合や地市町村との連携機能や共有情報等を有効に活用し、後期高齢者医療制度の安定的運営及び医療費適正化や被保険者へのサービス向上等を図ってまいります。

介護保険につきましては、第7期介護保険事業計画の2年目にあたり、一層の保険者機能強化を図るため、PDCAサイクル活用による介護保険財政基盤の安定、必要なサービス基盤の確保、介護予防事業の充実強化、生活支援体制充実による地域課題の解決、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進等に取り組んでまいります。また来る第8期介護保険事業計画策定に備え、必要な日常生活圏域ニーズ調査の実施や、65歳以上人口や要介護認定者数等の将来推計、現行サービス基盤の見直し等の検討作業に早期に着手してまいります。

次に、「魅力と活力に満ちて暮らせるまちづくり」についてであります。

人口ビジョンに示す目標達成のために策定した、吉賀町総合戦略における基本目標の一つである「新しいひとの流れをつくる」ために、来年度もU・Iターン者の増加を引き続き取り組みます。手厚い子育て支援制度等と合わせながら、住居対策、雇用対策を実施し、子育て世代の流れの増加を目指しますが、総合戦略は来年度で最終年度となりますので、これまでの効果を検証しながら、支援制度などの再編を検討してまいります。

水田農業につきましては、今年度から国による生産数量目標の配分がなくなり、産地みずからの判断に基づく需要に応じた生産に大きく政策転換されました。農業委員会制度についても大幅な見直しがされ、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等利用の最適化の推進が制度化されました。来年度には農地中間管理事業等の見直しが検討されており、国の農業政策の転換がさらに進む状況にあります。

本町においても、実効性のある「人・農地プラン」への見直しに向けて、農業委員会、農地中間管理機構など関係機関と連携して、地域の活発な話し合いを促す取り組みを進めていく必要があります。また、米政策の見直しが進められる中で、集落・農地を維持していくためには、農家の収益力の向上を図ることが重要であり、リースハウスを含め、水田活用園芸の推進についても、県との協議を進めながら方策を検討してまいります。

新規就農者の確保につきましては、国や県の事業を活用し、新規就農の相談から定着までの支援を行い、自営、雇用、半農半Xなど多様な形態による就農者の育成・確保に取り組んでまいります。Iターン者の中には、地元農家で研修を受け、その後、有機農産物の生産者を目指す方も多く、有機農業の担い手になられることを期待しております。

生産から販売までの過程の中で、安全・安心の確保はますます重要となりますので、今後も有機農産物など特色ある商品の生産・流通・販売を推進し、生産施設整備等への支援も継続してまいります。また、日本型直接支払制度を活用した、農業・農村の多面的機能の維持を図る取り組みへの支援も引き続き実施してまいります。

農業基盤整備事業では、県営により実施している中山間地域総合整備事業は、今年度の完了を目指し、引き続き取り組むとともに、現在実施している農地環境整備事業では立河内地区、農業競争力強化基盤整備事業で真田地区の圃場整備事業に加え、吉原・坂折地区の事業化にも取り組みます。

農林業の振興のためには、地域住民による、「地域ぐるみの鳥獣被害対策」が不可欠です。来年度も鳥獣対策専門員を中心に、生息状況や被害発生状況など地域の実情を的確に把握し、農家、地域住民、関係機関が連携・協力した被害防止対策の取り組みを推進してまいります。来年度は新たにドローンを導入し対策の強化を図るとともに、捕獲従事者の確保や被害防止施設設置への助成も引き続き行ってまいります。

ブランド化につきましては、本年度吉賀高等学校生徒の御協力をいただき「吉賀町ブランドロゴマーク」を作成しましたので、今後さまざまな面で活用しながら吉賀町ブランドの確立に役立てたいと思います。また、農産加工品、吉賀米、有機茶、ラッキョウ、サフランについても、国の山村活性化支援交付金を活用してブランド化に向けた取り組みを継続して行ってまいります。

今年度内部検討を進めてきた「地域商社」につきましては、パーソナルグループ企業の「株式会社丹後大国」と連携し、組織設立に向けた取り組みを来年度から始めます。4月に産業課内室として「地域商社設立準備室」として設置し、準備期間を経て、平成32年度中に設立し、平成33年度から事業運営の開始を目指したいと考えております。なお、「株式会社丹後大国」は、京都府京丹後市で西日本最大級の道の駅の運営管理、自家製品の製造販売、地域商社事業、地域活性化事業、東京でのアンテナショップ運営など本町の今後の事業展開に大いに参考となる会社

でございます。

「株式会社エポックかきのきむら」の経営悪化につきましては、多方面の方に御心配をおかけし、大変申しわけなく思っております。会社では抜本的な事業の見直しがなされていますが、生産者等への影響が一番懸念される所であり、販路先の確保に最大限の努力をしてみたいと思います。また、流通を承継される組織がある場合には、農業振興、農地維持の観点からも必要な支援を行いたいと考えております。なお、資金繰りをはじめとした会社への財政支援につきましては、経営再生が着実に進んでいることを確認しながら実施を検討してまいります。

林業振興対策につきましては、森林環境譲与税が創設されるとともに、森林経営管理法が本年4月より施行され、新たな森林管理システムが導入されるなど大きな林業政策転換を迎えます。新たな森林管理システムの概要を申し上げますと、森林所有者が自ら経営管理ができない森林を、市町村に経営管理を委託し、市町村は林業経営者に再委託するか、市町村みずから管理を行うというものです。

しかし、当町の森林管理の現状は、境界が不明確、施業人材の高齢化と減少など難しい課題が多くあります。新たに基金を創設して、森林環境譲与税の全額を積み立て、境界の調査、路網の整備、森林整備に携わる人材育成等の体制整備を、基金の活用により計画的に進めながら、新たな森林管理システムに対応してまいりたいと考えております。また、森林経営計画作成への支援や、木の駅プロジェクト事業等についても引き続き実施してまいります。菌床シイタケの生産拡大については、生産農家への施設・設備の支援を継続しながら、菌床製造施設の整備は、「エポックかきのきむら」の経営状況を見ながら判断してまいります。

また、来年度から「全国源流の郷協議会」に入会して、源流域の重要性を多くの方に理解・協力していただく活動を加盟自治体とともに、源流域の環境保全や暮らし、文化の発展につなげてまいります。本協議会には、全国各地の源流の郷である27市町村が入会しておられ、県内では津和野町と奥出雲町が入会されておられます。

商工振興対策につきましては、来年度も住宅修繕事業やプレミアム商品券発行事業等への助成を行い、町内の消費喚起を図ってまいります。借入金の利子補給や保証料補助など小規模事業者等への経営支援や、起業・創業を支援する、総合チャレンジ支援事業、地域商業等支援事業も引き続き行ってまいります。

また、町・県・商工会・金融機関及び国県の関係機関で構成した「吉賀町創業支援・事業承継推進協議会」を昨年8月に立ち上げましたので、事業承継など後継者育成対策についても情報交換を深め、連携した取り組みを推進してまいります。

観光振興につきましては、吉賀町らしい交流人口の拡大を目指し、高津川、水源・棚田などの地域資源をキーワードにした情報発信を積極的に行います。また、新たな取り組みとして、全国

に約84万人の会員を有する「株式会社モンベル」が指定する「モンベルフレンドエリア」への登録及び同社との協力連携に関する包括協定の締結を計画しています。

一方、平成30年にこの高津川流域を舞台として撮影が行われました映画「高津川」の公開は、この圏域の郷土や文化などを全国に発信する絶好の機会となることから、これにあわせて観光協会では、かねてより要望がありました伝統文化である神楽の塗り絵作成に取り組むこととしています。これらの機会を逃すことなく、自然と共生する町としての知名度向上を図り、観光協会と連携しながら関係人口や吉賀町ファンの増加を目指します。

「健康増進交流促進施設むいかいち温泉ゆ・ら・ら」及び「老人福祉センターはとの湯荘」につきましては、来年度から3年間の期間で、新たな指定管理者による運営となります。吉賀町の誘客施設の一つであり、交流人口の拡大に大きく寄与している施設でもあり、今後の運営に期待しているところです。

次に、「人と歴史を大切に暮らせるまちづくり」についてであります。

平成28年度から平成32年度までの5年間における教育施策をまとめた吉賀町教育振興計画に則り、着実にその施策を遂行するため、吉賀町教育振興計画推進協議会を設置し、進捗状況を検証します。

また、子どもの読書週間の定着を図るため、町内小中学校の全校に学校図書館司書を配置するとともに、来年度において「学年別指導方式」の複式学級となる小学校へ、授業ができる非常勤講師を配置することにより、全ての子どもが安心して学べるわかりやすい授業づくりの環境を整え、確かな学力の定着を目指します。

学校給食につきましては、給食費の見直しの検討に着手するとともに、これまで同様、児童生徒の給食費の無償化と可能な限り地元食材を使用した安全でおいしい給食の提供に努めます。

学校施設整備事業につきましては、来年度吉賀中学校の大規模改修工事に取り組んでまいります。また、六日市中学校との統合により、72年の歴史に幕を閉じる蔵木中学校の施設につきましては、今後の活動方法が決定するまでの暫定措置として、地元住民がこれまでと同様に利用することができるよう、施設の一部を開放することといたします。

吉賀高等学校の支援につきましては、本年1月に支援協議会を設立させていただいたところで、この協議会が官民挙げた高校支援の中心的存在となるよう、取り組みを進めてまいります。また、来年度新たな支援策として下宿制度を開始いたします。「小さな学校で大きな夢を」の実現に向け、引き続き支援に努めてまいります。

吉賀町を支える人材育成を目的として進めている「サクラマスプロジェクト事業」につきましては、各地区に設立されたサクラマスプロジェクト地域会議を中心に、学校と地域が連携・協働し、双方向でつながることができるよう、取り組みを進めてまいります。

人権教育につきましては、これまであらゆる差別問題の中で、特に、ハンセン病問題の解決に向け、療養所への訪問と啓発活動に努めてまいりましたが、今後も関係機関との連携を図り、啓発活動を続け人権意識の向上に努めてまいります。

また、平成28年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」では、国、地方自治体に対し、部落差別の解消のための施策を講じる責務が明確にされました。この趣旨に沿い、同和問題解決に向けた教育や啓発に取り組みます。

社会体育施設の整備につきましては、真田地区の圃場整備事業にあわせ、土地開発基金を活用して真田グラウンドのサブグラウンド及び駐車場の用地の取得を進めてまいります。さらに、立戸スポーツ公園のテニスコートの一部の人工芝改修工事を実施し、多様なスポーツ活動の推進に努めてまいります。

芸術文化の振興として取り組みました、澄川喜一記念公園「彫刻の道」につきましては、整備が完了したところです。今後は芸術作品に触れあい、皆に愛される公園を目指して、活用していきます。

次に、「協働と交流でいきいきと暮らせるまちづくり」についてであります。

地域におけるまちづくりの拠点として、社会教育と地域振興の役割を合わせもつ公民館のあり方について、教育委員会と企画課において事務レベルで協議を進めてまいりました。その協議のとりまとめも最終段階を迎え、今後は庁議などでさらに協議を重ねながら、公民館が各地域の特性を生かした地域づくりの拠点となるよう具体的な取り組みを進めてまいります。地域コミュニティの拠点である公民館の施設整備につきましては、かねてから要望がありました朝倉公民館の建築工事に着手します。

自治振興交付金事業につきましては、集落の活性化を目的として年度を限って実施しているものであります。真に地域の活性化につながるよう、地区担当職員と自治会との連携のもと、活用していただくことを期待しています。

地域自治区「柿木村」の設置期間は残すところ平成33年3月までの2年間となりました。現在、設置期間終了後の「柿木村」の名称の取り扱いについて、自治区域内では各自治会を中心に組織や団体、子どもから高齢者まで参加して、活発な議論がなされております。こうした取り組みにより、住民が積極的にまちづくりに参画する機運を高め、住民自治のモデルになるよう進めてまいります。

町政座談会につきましては、今年度公民館単位で開催し、多くの町民の皆様の貴重な御意見をお聞きすることができました。来年度におきましても引き続き開催することとしておりますので、より多くの皆様に参加していただくことを期待しています。

最後に「行財政対策」についてであります。

町税などの徴収対策につきましては、債権共同徴収対策委員会において、債権管理マニュアル等による一元的な対応を図り、徴収率の向上の取り組みを行っているところです。また、課題であった私債権の悪質滞納者に対し、今年度、当町では初めて裁判に訴え、強制執行に向けた取り組みを行いました。引き続き研修などにより、職員のスキルアップを図り、公平・公正な受益と負担の観点から、適正な賦課と徴収対策の強化に取り組んでまいります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、地方公務員の臨時・非常勤職員について、平成32年度から会計年度任用職員制度が導入されます。既に準備作業に着手しておりますが、引き続き、任用、勤務条件等の具体的な制度設計を行い、例規整備、予算手続き等改正法の施行に必要な対応を進めてまいります。

行財政改革につきましては、第3次行財政改革プランが最終年度を迎えることとなります。これまでの取り組みを総括しつつ、新たに顕在化した行政課題を含め、次期計画について検討を進めてまいります。

財政運営につきましては、地方交付税の縮減と公債費の増加により一層の厳しさが増してくる中、事業の選択と集中を念頭に置き、予算編成作業を進めてまいりました。同時に、基金への過度な依存とならないよう配慮したものの、結果として基金取り崩しによって収支の均衡を図ることといたしました。引き続き健全かつ持続可能な財政運営に努めてまいります。

以上が「第2次吉賀町まちづくり計画」に基づいた主要施策の概要であります。

地方創生対策につきましては、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対して、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創設する国を挙げての一大プロジェクトとして取り組みが始まりました。

本町でも、平成27年10月に吉賀町人口ビジョン並びに総合戦略を策定し、基本理念の実現に向けてさまざまな事業を展開してまいりました。来年度で最終年度となりますが、引き続きまちづくりの中心に「子ども」をおき、「子ども」が安心して生活できる環境等の整備に努めるとともに、これまでの成果、課題等を検証し、総合戦略の見直しに着手してまいります。

総合戦略の基本目標ごとの来年度予算措置額としては「安心して働けるしごとをつくる」事業に対して8,500万円、「結婚、出産、子育ての希望をかなえる」事業として9,200万円、「新しいひとの流れをつくる」事業として1億4,000万円、「協働と連携により住みよいまちをつくる」事業に対して3億3,300万円、総額で6億5,300万円の予算を確保いたしました。

それでは、平成31年度当初予算案の概要について申し述べます。

平成31年度当初予算の編成にあたっては、まちづくり計画や総合戦略に基づく重点事業を推進するとともに、事業の取捨選択と集中化による持続可能な財政基盤の構築に努めました。その

結果、平成31年度一般会計におきましては、今年度当初予算比で11.8%増の71億6,800万円の予算規模となりました。また、水道事業会計と7本の特別会計の総額は25億6,400万円となり、一般会計・水道事業会計・特別会計を合わせた予算総額は97億3,200万円となったところであります。

今定例会に付議いたします議案は、請負契約の変更に係る案件が2件、指定管理者の指定に関する案件が2件、条例の制定・一部改正・廃止に係る案件が6件、一般会計、特別会計及び水道事業会計に係る補正予算と当初予算が16件の合計26議案であります。

それぞれの議案の概要につきましては、提案の段階で、各担当管理職員から詳細説明をさせていただきますので、御理解をいただくとともに、慎重なる御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、平成31年第1回吉賀町議会定例会の開会にあたっての施政方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、町長よりの施政方針の説明は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時08分休憩

.....

午前10時17分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

----- . ----- . -----

#### 日程第6. 発議第1号

○議長（安永 友行君） 日程第6、発議第1号核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議案となりました発議第1号核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書（案）につきまして、一部読み上げて提案をさせていただきます。

発議第1号。吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

提案の理由は、核兵器のない世界を実現するためであります。

裏を見ていただきますと、意見書（案）を朗読いたします。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連会

議で「核兵器のない世界」に道を拓く核兵器禁止条約が採択され、歴史的な一歩を踏み出しました。

条約の前文では、核兵器の非人道性を厳しく告発し、国連憲章、国際法、国際人道法に照らして、その違法性を明確に述べるとともに、被爆者や核実験被害者への救済を行うことも明記されており、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

また、第1条では、核兵器の開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転、受領、使用の威嚇などが禁止され、第4条では、核兵器保有国や核の傘のもとにいる国々が参加する余地をつくり、核兵器の完全廃絶に向けた枠組みが明確にされ、核兵器保有国が条約に参加する道が開かれています。このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018年9月20日に始まった各核兵器禁止条例への調印・批准の手続きには、ことし1月30日現在21カ国が批准し70カ国が調印しています。条約の発効には50カ国の批准が必要です。唯一の戦争被爆国である日本の政府がこの運動に参加することは、核兵器のない世界を実現する大きな推進力になります。

2017年のノーベル平和賞を「核兵器廃絶国際キャンペーン」(ICAN)が受賞したことは、世界の世論が一刻も早い同条約の発効を期待しているあらわれであり、ICANのベアトリス・フィン事務局長は「日本は唯一の戦争被爆国として禁止条約に参加することで、世界の核軍縮のリーダーとなり得ます」と日本政府に対する期待を述べています。

北朝鮮の核開発をめぐり国民の懸念が増大している一方、非核化交渉進展に向けた動きが見られる今こそ、政府には、核兵器のない世界を目指すリーダーシップが求められています。政府の「核兵器を持つ国々と持たない国々の橋渡し役を務める」と、みずから明言したとおりの積極的な行動が必要です。

よって、政府並びに国会におかれましては、多くの被爆者が80歳を超えていることを考慮し、下記の事項の現実に力を尽くされますよう強く求めます。

記。

1. 唯一の戦争被爆国として、一刻も早く核兵器禁止条約への調印・批准をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

ということで、提出先といたしましては衆参両院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、防衛大臣としております。

なお、今回、この意見書(案)を提出しようとするきっかけとなりましたのは、町内の中学生が新聞に、この核兵器禁止条約、また核のない世界実現に向けた意見を出されているのを拝見し、町議会としてもこの問題にしっかりと向き合うことが必要であると考え、今回の意見書(案)の

提出となりましたことをつけ加えておきます。

よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより、提出者に対して質疑を行います。質疑はありませんか。4番、桑原三平議員。

○議員（4番 桑原 三平君） この核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書の中ですが、この条文を読みますと、核兵器以外の兵器は別になくならなくてもいいというふうに解釈できますが、その点、どのようにお考えになりますか。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） これまでも生物兵器でありましたり、クラスター爆弾のような残虐なものは国連の中でも禁止をしているという状況になっております。

そして今、御指摘のありました分で、これまで国際連合、また、国際的にも、核兵器の真の禁止というところまでには、なかなか踏み出し切れていなかったということで、今回、核兵器禁止を正面に据えた条約という、これに対して、日本政府の取り組み、そのことを強く求めると、そういう内容にしております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは質疑がないようですので、日程第6、発議第1号核兵器禁止条約への調印・批准を求める意見書（案）の質疑は保留しておきます。

---

### 日程第7. 発議第2号

○議長（安永 友行君） 日程第7、発議第2号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、ただいま議案となりました発議第2号につきまして提案させていただきます。

発議第2号。吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び吉賀町議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由としまして、6月と12月の期末手当を均等配分するという昨年の人事院勧告に沿う改定を行うためであります。

裏を見ていただきまして。

吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

吉賀町長等の給与等に関する条例（平成17年吉賀町条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書き中「6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の172.5」とあるのを、「100分の165」に改める。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。ということになっておりますが、2枚あとのところに関係資料をつけております。それで現行と改正後の（案）ということで見いただきますとわかるように、第5条にこの真ん中辺が改正案後のところを見てくださいとわかるように、第20条第2項中、100分の130とあるのは100分の165というふうに整理をするという内容になっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより提出者に対して質疑を行います。質疑ありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第7、発議第2号吉賀町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第8. 発議第3号

○議長（安永 友行君） 日程第8、発議第3号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） それでは、発議第3号につきまして提案させていただきます。

吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員、藤升正夫。

吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法112条及び吉賀町議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由。

平成30年第8回臨時会（12月28日）において「吉賀町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が可決されたことによって、6月と12月に支給する職員の期末手当を均等配分することになった。町長等の期末手当は6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の172.5と年間支給額が100分の330となっている。町長等と町議会議員の期末手当の年間支給率を同じにすると同時に、6月と12月の期末手当を均等配分するという人事院勧告に沿う改定を行うためのものであります。

裏を見ていただきまして、吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例。

吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成20年吉賀町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条中、「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の175」とあるを「100分の165」に改める。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。ということにしておりますが、先ほどの発議第2号のその次に関係資料をつけておりますが、その下段に今の新旧対照表をつけております。

上段にあります吉賀町長等の給与等に関する条例と、文言を同じにしているというふうに理解をしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提出者の提案理由の説明が終わりました。提出者に対しての質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） これは、要するに期末手当を、議員の手当を下げるちゅうことですか。それで、下げるというのは、とにかく、町長、その他、要するに均等に期末手当を、人事院勧告にあるからやるという。その実質的には下がる、議員の場合、0.05かな。その理由は、単なる人事院勧告があるからという意味かどうか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） ただいま1番議員からの御質問にお答えいたします。

これは、議員の期末手当を年間で100分の5下げる、20分の1下げるというものです。そして、この議会として、先ほどの理由の中にも入れておりますが、この議会は、町長等の給与の分について、引き上げることを拒みました。では、議会のほうはそのままでいいのかということ考えたときに、やはり、町長等とこの割合を同じくするほうがよいというふうに考えた理由の一つに、この間、いろんな事情があろうとは思いますが、議員が、この議場において謝罪しなければならないというような事態等もある中で、議員みずからもきちっと姿勢を正す、そのことが必要であるということでもあります。

なお、今、1番議員が委員長として取り組まれております特別委員会において、報酬等についても調査をするということになっておりますので、そのような方向で動かれる中で、議員の報酬、期末手当、これらについて、いま一度、真剣な議論をされる、そのことが重要であると考えております。

○議長（安永 友行君） 1番、松蔭議員。

○議員（1番 松蔭 茂君） 我々の議員の報酬は下がることですから、下げようということ

すから、これは上げると言うたらまた問題があるんですけど、下げるといふことですから、一般の方から見たら、お前ら、それでいいじゃないかと言われるかも知れませんが、私が聞きたいのは、理由をもう少し、今、議員の姿勢を正すとか、そういうことも言われたんじゃないけど、町長の報酬を、この前の議会のとときに上げるといふのを議会が否決した。それで、そういう理由で、お前ら議員も、お前というのはいけません。あなた方議員も下げるのが当たり前じゃないかといふ、そういう単純なる理由ですか。もうちょっと説得力がある理由をお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 今、説得力のない説明だったと反省をしております。

町長等の分について、あのまま議会が通していれば、議員と町長等との割合は同じになりました。

しかしながら議員の分が割合として多いままになったというのが、まず1つの理由です。

それと、先ほども言いましたように、今、議員の姿勢の問題、そして、特別委員会でとったアンケートの結果を委員長もよく御存じだといふふうに思いますが、やっぱりもう一度、一から考えていく、その必要があるといふところであります。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） 物事の考え方として、基本的な考え方として、この発議がちょっと頭をかかえるようなところがあるんですけど、まず、議員の立場、町長、執行部の立場と、そこから考えていきますと、この議会で、いろいろ議題が発議等々あるんですけど、執行側、町長側から提案すると。それに対して、議員が質疑等々のいろんな質問すると。こういった流れになっていく場合、まず、町議、町会議員というの、その町長、もしくは執行部を、あくまでも見張る立場と。その中で、この議題は、議案が前回、提案されたわけなんですけど、そういった立場から言うと、町会議員が、町会議員もこの立場になるいふことは、基本路線といひますか、そういったところから言うと、ちょっと考え方が違うんじゃないかと思ひますが、いかがでしょう。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 立場の問題だといふふうにお伺ひいたしましたが、議会も、議員からも積極的に今の議会で取り計られる条例等の不備等が、また、必要、住民生活を守るために必要であるいふものについて、できるだけ積極的に提案をするいふのも議員の役割であるいふふうには私は認識をしております。

○議長（安永 友行君） 2番、三浦議員。

○議員（2番 三浦 浩明君） ともかく、私が言ひたいのは、この給与の件に関しては、余り言ひたくはないんですけど、はっきり言ひまして、議員は下げる、減給すると、そういった事例があれば、それはそれでよしと、何も文句は言ひたいと思ひません。

ただ、このたびの、前回の件は、執行部側は、町長が提案されて、それに対して議会が、議員が、これまでの執行部の動向といいますか、それに対して評価したものであるんで、あくまでも町会議員は、議員の方が執行部に対して判断したものであり、これは、やはりそこは分別と言いますか、分けて考えないといけないと思っておりますが、このたびの件は、執行部が提案して、議員がそれに判断したというところで見れば、必要ないんじゃないかと思っております。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 2年前に議員報酬、また、町長等の給与につきまして、改正が、引き上げがされたところであります。そして、そのときに、報酬等審議会が、その期末手当の問題、また、いろんな例えば委員長手当、副議長の手当、議長、そういうところの手当がどうであるべきかというところまで言及した調査をされていないというふうに私は理解をしております。

ですから、本来なら、あのときに合わせるということもできたとは思いますが、最初の1番議員の質問に答えたように、議員がこの場で頭を下げなければいけないような事例が、やっぱりあったと、そういうことも考えないといけないと、私は強く思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今、いろいろ質疑を聞いておりますが、まだ、私も賛成、反対が、ちょっと決めかねておりますが、発議者にちょっとお聞きしますが、先日の町民の皆様にアンケートをとりましたが、その中で、議員の報酬はどう思うんだというのがありまして、多いというのが4割、また、妥当である、少ないというのが3割ぐらい、早く言えば均衡しております。また、反面、女性や子育て世代が議員になるために何が必要かという中で、議員の報酬が少ないのでなれないと。議員報酬をもっと上げてほしい。それであれば議員になれるかもわからないというふうな声もアンケートの中に入っております。これは町民の声であります。このことにつきまして、今、議員の報酬を減額するという発議されておりますが、町民の声につきましては、発議者はどういうふうにお考えですか、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 町民の声については、今、3番議員の言われたとおりの状況について認識をしております。なおかつ、その前に答弁しましたように、議会活性化特別委員会の中で十分な検討をされるということが望ましいというふうに私は考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） お聞きします。

私は、先ほど2番議員からの質問がありましたように、上程された議案を否決したから、それによって議員も期末手当を減額するんだということは、個人的な考えはそうなんですけど、整合性がないということです。議員の役目としては、それが正か誤かというのは、個人個人が議

員として判断するわけですので、その結果をもって、そんじゃ、自分たちも頭を下げた減額しようという話は、まさに議会制民主主義を否定するものだと思いますので、そここのところの考えを少しお聞きしたいというのと、そもそもこの件を個人的に発議で提案するということに対していかがかと思うわけであります。

今、議会の改革も進んでおりますし、ああやってアンケートもとって、住民の声もお聞きしとるわけでありますので、そここのところは特別委員会なり議運にかけて、全員で協議して図るべき事案だと思いますけど、少しスタンドプレイが目立つ、そのように感じますけど、これを上程した理由を、もう一回、上程でなく、提案した理由をもう一回、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） おっしゃることもわからないことではありません。今の特別委員会の中でも検討課題として上がっておりますので、そちらのほうの議論を待つということも私は考えましたが、今、先ほど来、述べているような事情等もありますので、一旦は町長等と議員の期末手当の支給の割合を同じにする、そのことが適正であるというところで、この発議を出したというところに、それ以外のものでもございませんので、よろしくお聞きしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほど、2番議員さんの質問の中から、答弁で、議員が謝罪しなければならないような事態があったと言われるんですけど、ちょっとその辺がようわからんことと、全く、今、この発議された理由というのが、ちょっと理解できなく、町長の下げたけ、議員も下げにやいけんちゅうような感じでは、ちょっと額も違うし、そこら辺がちょっと腑に落ちないのです。もうちょっと詳しく説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 十分な説明、答弁してなかったこと、申しわけないと思っておりますが、まず、議員の側の問題でありますけども、会議等におくれてくると。しかも、1つの会議に複数の議員がおくれてきたと、そういうことをずるずるあったということに対して、私は非常に恥ずかしい。そういう思いでいます。

そして、報酬等については、先ほど申し上げたとおり、特別委員会の中でしっかりと検討していただきたい。

つけ加えて言えば、後で追加の資料等も出させていただきますので、各県内の状況について調査したものを、また、後日、追加の資料として提出させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 結構な質疑も出ましたんで、保留をしますので、質疑はこれでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第8、発議第3号吉賀町議会議員の議員報酬並びに期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

---

### 日程第9. 議案第6号

○議長（安永 友行君） 次に、日程第9、議案第6号請負契約の変更について（障がい者総合支援センター建築工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第6号請負契約の変更についてでございます。

下記工事について、請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出。吉賀町長岩本一己。

記。

- 1、契約の目的、平成30年度吉賀町障がい者総合支援センター建築工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。
- 3、契約金額、変更後3億8,781万2,880円。変更前、3億7,551万6,000円、変更額は1,229万6,880円の増額でございます。
- 4、契約の相手方、宮田建設工業・宗正建設特別共同事業体、島根県益田市高津7丁目16の23、宮田建設工業株式会社益田支店、支店長、高平則征。島根県鹿足郡吉賀町朝倉870、有限会社宗正建設、代表取締役宗正仁。

なお、詳細につきましては、所管いたしております保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） おはようございます。それでは、議案第6号の詳細説明をさせていただきます。

第1回町議会定例会参考資料の1ページをお開きいただきたいというふうに思います。

吉賀町障がい者総合支援センターの建築工事につきましては、平成30年の10月の25日に一般競争入札のほうを行いまして、その後、平成30年の11月の7日吉賀町議会の臨時会において契約議決を賜ったところでございます。

工期につきましては、平成30年の11月8日から31年の8月31日までということになっ

てございます。冬期間の降雪量等々もことしは非常に少なく、順調に今、行程は推移をしているところでございます。

その間、行程会議等におきまして、当初の工事に変更が必要になったところから、そのために、今回、契約金額が変更となるということで、今回提案をさせていただくというものでございます。

変更内容につきましては、資料のほうに記載をさせていただいております。主には9点でございます。こちらの金額につきましては、税抜き直接工事費のほうに記載をさせていただいているところでございます。

まず、1点目でございます。温泉配管移設工事についてでございます。昨年12月7日の全員協議会のほうで議会に報告をさせていただきましたとおり、建設予定地内に温泉配管が埋もれているということが判明いたしました。この関係のところを、この物を建設予定地外に移設をしなければならないという、その部分で新たな工事費として303万7,945円が必要になったというものでございます。

続きまして、網戸の設置工事でございます。こちらにつきましては57万7,040円ということでございます。こちらにつきましては、当初設計におきまして、食品を取り扱います教室につきましては、規定によりまして網戸の設置等々が求められております。当初計画では、その部分のみの設置ということでございましたけれども、施設内にあります全ての窓の部分にこういった網戸を設置することによって、省エネ対策等々が進められるということでございまして、その部分を新たに追加をさせていただいたらということでございます。

続きまして、银杏寮の給水管の移設工事でございます。隣接します银杏寮につきまして、そこへの水道の給水管、これが給水予定地内からの移設の必要性が生じたということでございまして、この部分を移設する経費ということで35万円ということでございます。

それから、産業廃棄物の処分費、地中の障害物の撤去でございます。建設予定地内の地盤内に、約300ミリ程度の玉石が多数見られます。そういった状況の中で良好な地盤改良等の施工を行うことに障害を来すといったところで、これらの玉石の除去及び処分費の追加が必要になったということで、今回238万5,188円を計上させていただいているところでございます。

それから、屋根の断熱材の変更でございます。当初計画におきましては、屋根のスラブ下に硬質のウレタンフォームを打ち込む工法を予定をしておりましたけれども、その部分での施工後のずり落ちの危険性や、その後の溶接等々の作業において燃焼や溶解の危険性があるというようなところから、屋根のスラブコンクリート打設後に、別途、工法を変えました発泡ウレタンフォーム吹付による工法に変更をさせていただきたいというものでございます。こちらのほうに70万6,040円の変更が生じてまいっております。

それから、続きまして6点目です。厨房機器増加設備の工事ということで607万9,547円でございます。センターの供用開始後の事業といたしまして、NPO法人「よしかの里」より、以前より取り組みをされております主要事業となっておりますパンづくりのこれまでの知識・経験・技能を活用した新規事業のほうを活用されておるということでございます。その事業の実施に当たりまして必要な調理器具、こちらが必要となってまいります。オープンでありますとか、生地等々を養生するためのもの、それから、缶詰等々の製造の機械というようなところの設置が必要になってくるということで、その設置を行うために必要な追加工事ということで、当初予定にはございませんでした換気設備でありますとか、電源確保のための電気設備工事、それから給排水設備等々、そういった部分の布設が新たに必要となってまいったということでございまして、それらのために、この金額を計上させていただいております。

続きまして、土間の捨てコンの部分でございます。こちらにつきましては、減額で81万7,308円でございます。保護用床のスラブ下、この部分を当初捨てコンクリートによる対応というふうに検討しておりましたけれども、砂敷きのほうに変更させていくことで、同様の効果が得られるというようなところで、こちらに変更させていただく関係での減額となっております。

それから、続きまして空調室外機の防雪フード、こちらについてマイナスの43万2,000円でございます。こちらにつきましては、当初、空調の室外機について防雪、雪を防ぐためのフードを取りつける設計でありましたけれども、うち6台の部分については、屋根のひさしの出が1,200ミリあるというようなところから、このことによって防雪の防止効果が期待できるということでございますので、この部分の取りやめをさせていただきたいということでございます。

それから、続きまして室内の腰板、それから廊下用の手すり、それから瓦の下地の変更によりまして減額ということで262万8,190円ということでございます。腰板の厚みの変更、それから廊下の手すりの材質変更、それから屋根の瓦の下地、当初はこれらを一体型の接着施工によりまして行う予定でございましたけれども、この方法を取りますことによりまして、将来的に部分補修等々の対応が困難になるというようなことが判明をいたしましたので、この部分を変更することによりまして、記載をしております262万8,190円の工事費の抑制が期待できるということで、こういったような内容となっております。

以上の変更によりまして追加の直接工事費として925万8,268円が直接工事費ということでございます。これに伴う諸経費で、共通仮設費、現場管理費、一般管理費これらを合わせまして284万1,738円という金額となっております。

それで、これらを合わせましたものが1,210万円となりまして、当初の設計額に変更設計額を加えた金額は3億8,160万円となっております。この額に先般、実施をいたしました入札の落札率94.1%を適用させていただきまして、請負額は3億5,908万6,000円、

こちらに消費税8%を掛けたものが変更後の額ということで、議案のほうに計上させていただいております3億8,781万2,880円となりまして、変更前の3億7,551万6,000円から1,229万6,880円の増額とさせていただきたいという契約の内容となっております。

以上で、詳細説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） この施設は障がい者の施設なんで、安全で安心な設備、そういう建築でないといかんとおっしゃってありますが、今お聞きしたところによると、廊下の手すりについて材質変更とかいうことで減額したとありますが、減額しても十分耐え得るような設備なのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

廊下の手すりにつきましては、当初、木製の手すりという形で設計のほうをしておりましたが、材質につきましてウレタン、ウレタンの手すりに変更させていただきたいというふうを考えております。強度的な部分でも問題もございませんということと、あと、やはり持った感触等々がやはり木材のものよりも柔らかく、比較的利用者の方が持ちやすい材料というふうになるのではないかとおっしゃるので、その部分については問題がないというふうを考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 変更の中で一番大きいパンづくりに必要な換気とか電源工事とか排水工事で607万円ということなんですけど、今でもパンづくりをされておりますが、当然、新築になってもパンづくりは続けれると思うんですが、なぜ最初に、最初の当初の計画の中でパンづくりというのが計画に盛り込まれなかったのか。また、急に、突然にこの変更の中に入ってきたんでしょうか。なぜ当初から予定が入らなかったのか、理由をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

今、よしかの里、パンづくりを中心にした就労継続支援B型事業のほうを実施をしておられます。新センターの供用開始後の引き続き、この事業は実施をさせていただきということで報告を受けております。

ただ現在、就労継続支援事業ということでやられておりますこちらのパン工房についてなんですけれども、現在、島根県内の平均の就労継続B型支援事業の、大体、利用者の方々の平均の工賃というのが大体1万9,000円ぐらいというようなところで、そういった中で、今、よしか

の里さんの利用者の方々については、その部分についてまだ下回っておりまして1万5,000円というような状況でございます。

そういったところから、よしかの里といたしましても、新たな事業等々を展開をしていき、こちらの利用者の方々の工賃を引き上げていく。そうすることによって、利用者一人一人の方々の安心した生活のほうにつながっていくというようなところで、事業のほうを検討されておられまして、当初の中で一応こういった、今回提案をさせていただきました。

具体的に申しますと、保存用のパンをつくってそれを、簡単に申しますと、缶詰のような形にして、要は非常時等々の食材等々に活用できるようなものを検討されておられるということでございます。

当初につきましても、これらの機器の導入に当たっては、特に、今回、追加で工事をさせていただく部分についての工事の必要がないというような報告で進めとったわけなんですけれども、いろいろと検討されていく中で、こういった、具体的に申しますと、オープンでありますとか、スパイラルミキサーでありますとか、それからそういった缶詰をつくる機械等々なんですけれども、こういったものを設置していく中で、どうしても今の整備の中では盛り込まれていないというようなところがあって、それを盛り込むようにしてもらいたいという要望のほうで、協議があったところでございます。そういったところを受けまして、大変急遽ではございますけれども、今回600万円の追加工事のほうをやらせていただきたいということで、今回議会のほうに変更のお諮りをさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 今の説明をお聞きますと、当初からNPOのほうでは、やりたい、継続はするんだけど、今の設備で十分できるということだったのが、工事が始まって実際にどんどん動き出してまだ基礎工事だけなんですけど、もう今の段階でまた今の機械ではだめだということなんですか。最初からもうパンづくりちゅうんですか、やることがわかってとったんで、向こうの都合で最初はできるちゅうて思っちゃったんですけど、今工事が始まってみたら、これはちょっといまいうた新しいパンはつくれそうにないということで新たに607万円を追加する。そういう説明でよろしいんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 当初は、機械につきましては、今パン工房でつくっております、毎週つくっていただき町内各所で販売をしております部分については、既存の機械の中で対応ができるということでございます。

ただ今後、新規に展開をしてまいりたいというふうに思われる機器については、別途、準備を

する必要があると。こちらについては、よしかの里さんのほうで調達をされるという計画、今の現在では計画となっております。その新しいパンの機械を設置するために今回追加で電源の設備でありますとか、給排水の部分、それとか換気の部分、これを追加をしなければならなくなったということでございますので、今お持ちの機械の部分については十分対応できる設計内容となっております。その部分が反映されていなかったのが今回追加をさせていただいたという内容となっております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 今の関連なんですけど、600万円というお金を使うわけですけど、パンの缶詰という非常食に使うんだということでしたけど、こういう設備をするわけですので、当然、商売として成り立つという試算があつてのことだと思んですけど、販売先とか年間の生産量とかそういう細かい積み立てをした上でのこの計画なのかどうかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

一応よしかの里さんのほうにつきましては、本事業を実施する上で、いろいろと先進的に、先に取り組んでおります事業者、あるいはそういった、今現在、主にはやはり自治体等々を対象とした缶詰パン等々を販売をしていくというような形で事業の検討のほうを行っておられるところでございます。全てが固まったというものではないんですけども、おおむねのところ、今後5年間のところで、どの程度の販売量を見込みつつ、なおかつ、先ほど最初に申しあげました利用者の方の工賃については同程度のところに引き上げていきたいというようなところの、事前の計画のほうも今法人内部で進められておりますので、そのことに基づいて実施をしていきたいという事業内容というふうになっております。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この事業に対していろいろ口を挟むつもりはないんですけど、今、こうやって障がい的小朋友さんなりお持ちの方は、やはり今面倒を、面倒といいますか、お世話をしとる御両親とかいろいろなかかわっておる方は、いずれその人たちの支援もできなくなるだろうという不安を常に持つとるわけなんですよね。そこで、やはり課長も行かれましたけど、EGFでお話をお聞きしましたけど、やはり幾ら障がい者の施設とはいえ、今までどおりに補助金をもらって運営するということではなくて、やはり経営感覚を持って今言った工賃を2万円なり、3万円に引き上げるような努力も必要と思んですけど、そうして自立できる、支援できる方が亡くなった後も自立できる施設にしなければならないと思うわけですけど、そこら辺でこうやって設備投資をした後の、するまでもですけど、した後の行政の支援とか、今の職員の方のマンパ

ワーの充実とかそういうことを少し町も真剣に関与する必要があると思うんですけど、福祉課として今後どのような関与をしていくおつもりなのかを聞いておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃられますとおり、先般、私も行かせていただきましたE G F。こちらにつきましては、極力、もう行政等々からの支援には頼らずに、やはり事業者そのものが自立した形で運営を行っていく、やっぱりその取り組みが重要なんだというようなところを強く申されておりました。私もやはりそうだというふうに思っております。

そういったところから、よしかの里さんにつきましても現行のパン工房だけでは、取り組みだけではやはり今後の工賃確保なり、自分たちの事業所としての運営もなかなか成り立っていかないというようなところから、これまでのいろいろな知識等々、経験等々を踏まえた形で新たな事業展開、自立のための事業展開ができないかというような形で、今回、立てられた計画であるというふうに思っております。

行政といたしましても、そういったところはやはり大前提でございますので、その自立に向けた形、やはりそれぞれが自立した形で運営されているといったところをやはり基本にしていかなければならないというふうに思います。

その部分におきましては、先ほど言われました、当然、支援に当たる人員の確保等々についても必要となつてまいるというふうに思います。なかなか事業所だけでは確保できないそういったマンパワー確保に関する支援等々も整備をしていきながら、また、こういった形での指定管理施設等々の環境設備等々と合わせて、そういった事業所のほうで必要な体制が取り組めるような形のものを、今後、行政といたしましてもできる中での支援を継続し、障がい者施設、事業所が自立した形で今後も運営ができるような形を目指してまいっていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） それで、ちょっとさっき質問したんですが、ちょっと言い足りなかったんでもう1点お聞きしますが、この工事の請負契約の変更分につきましては、この議会でもたびたびよく指摘をされると思うんですが、私もよしかの里の事業については何ら口を挟むもんじゃありませんが、まだ基礎工事が始まったばかりのような時点で、既に設備について、パンづくりの件であります、基礎工事の段階でもう既に設備についての契約変更が出るということは、私は少し詰めが甘いんじゃないかと私は思っております。恐らく、これ3億8,000万円という高額な設備になりますので、これから完成に向けてまだ何というんですか、設備面で、恐らく請負契約の変更が出てくると私は思っておりますが、しっかり、土木の関係については前も

説明を聞きましたが、それはやってみるとわからんことなので変更は当たり前ということなんです。設備につきましては最初からしっかり、やはり詰めをやはりやらないけんと思うんですよ。どうも私は詰めが甘いような気がします。607万円のという高額な変更をするということは、やはりまだまだ詰めが私は甘いんじゃないかと思っていますので、これから恐らくまだ設備面が出てくると思いますが、しっかり保健福祉課の方には詰めを詰めていただきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えを申し上げます。

工期についてはまだ6カ月以上残っている基礎の段階で、今段階で設備部分について追加工事等々が発生してくるということは事前の協議、詰めが甘かったのではないかとこのところでの御質問であろうというふうに思っております。

経緯につきましては、先ほども申し上げましたとおり、当初、新たに設置する機械につきましては、現行の施設規模で対応ができるという報告のもとに進めておりましたので、その部分についての確認作業が十分ではなかったというようなところで反省いたしているところでございます。

今後も引き続き工程会議等々で業者も含めましてよしかの里のほうとも十分に協議を積み重ねさせていただきまして、こういったことが発生しないように十分気をつけてまいりたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今の3番議員の質問と関連することですが、パンを缶詰にするような機械ということの、いわゆる新しい作業とかそういうことをするために、急遽、必要で変更すると言われますが、特に、電源設備、配線等について、これからどんな事業をするかわかりませんが、そういうようなところへのキャパシティーというんですかね、それが今ぎりぎりになっておるんじゃないかなというような予感はおしておりますが、十分余裕の持てた将来でもどんなことにも対応できる、いわゆるまた変更の工事を出さんやいけんというようなことのないような、たとえ議会からしゃんとせいと追及されても、いわゆるどういうんですか、縮こまったというんじゃないですが、遠慮したような予算の使い方じゃなしに、将来の変更にも十分対応できるような施設をつくってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

将来、大規模な変更等々生じないような内容とするということでの御質問であったかというふうに思っております。今回の電源設備等々の対応につきまして、一応よしかの里のほうから必要な機材等々のリストはまいっておりますので、それらのものを監理業者等々と協議をさせていただきながら、必要で十分余裕のあるような電源施設、設備等々での対応ということで変更

の設計のほうを行ったという報告を受けておりますので、そういったところからいたしますと、将来的に大規模な改修等々が発生をしていくところは可能性としては低いのではないかと、いうふうに考えております。

また、そういったところも見越しまして、今後、そういった大規模な改修等々が発生しないような形で十分に原課といたしましても設計内容等々の精査をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） この建物については、何回か全員協議会で説明を受けたと思っておりますが、そのときに設計変更がないようなことで対応していくんだと言われたのをちょっと覚えているんですが、2点ありまして、屋根の断熱材の変更というのは、設計の段階でもうある程度わかっていたのではないかと思うんですが、監理されている設計屋さん、どういうことなのかと思っております。

それと、共通仮設費と諸費用、給水配管が出てわかったのは、上を剥いで除去してからわかったと思うんです。仮設費が要ってというのが、ちょっと理解できにくいところがあるんですが。

それと、300ミリの玉石が出たと。考えてください。今、町の真田の土地に残土というか賄土ですか、ためておられますが、この300ミリの玉石は廃材ですか。これ資材となるんじゃないですか。その辺もしっかり検討して、廃材、片一方ではためておいて資材とするんだと、片一方ではまたこれは同じものでも廃材となるんだと。もう少ししっかりとそこを吟味して、業者の方にもしっかりと相談されるべきではないかと思うんです。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 河村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

変更の部分についてですけれども、当初の設計等々から、基本的にはその方向で進めさせていただきたいということがありましたが、後に温泉配管の問題等々とか、今回の機器等々につきまして、新たに発生をしてまいったといったところがございます。

前回まで全員協議会というような場で説明をさせていただいたところでは、一応この計画の設計等々で進めさせていただきますけれども、何分4億円近い事業であるというようなところから、今後、設計、変更等々が生じる可能性があるというようなところで、その際におきましてはまた議会のほうに、その都度、説明をさせていただきますというような形の答弁をさせていただいております。そういったところに基づきまして、今回、前々回の全協等々踏まえた提案というふうにさせていただいております。

そういった中で、まず、屋根の部分の断熱材の部分の変更でございますけれども、当初、やはりその部分が最善であろうというような形での計画でございましたけれども、今後の工程等々実

際進めていく中で、やはり施工業者等々からこういった先ほど冒頭理由のところでも申し上げました断熱材のずり落ちでありますとか、あるいは溶接の際の溶解等々の危険性があるというような、いわゆる新たにチェックの目が加わったことによって出てきた修正であるというふうと考えておるところでございます。

それから、仮設費の部分、経費のところの仮設費の部分でございますけれども、こちらのほうにつきまして、水道の移設のみというわけではなくて、その他もろもろ、温泉配管の移設の仮設等々、想定していなかった部分等々で生じてきているというようなところから、今回の計上とさせていただきますところでございます。

それから、玉石の部分でございますけれども、当初は通常の土砂の運搬ということで、その部分を産廃の処分費という形で計上させていただいておりますけれども、地盤改良を行う基礎の中から大量に出てきたというようなところから、その部分の、産廃の処分費が土砂からそういった玉石に変わってきたというようなところから、単価等々についても変わってくるということで処分費について、今回説明をさせていただいております部分の追加費用がどうしても発生をしてまいったというようなところから、今回の変更の契約の金額になっているというところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） このたびの変更の加減とちょっと全体の部分でお聞きをしますけれども、今回は今つくっている段階です。今度、使われなくなって解体ということが40年、50年すれば発生をするわけですがけれども、解体時のことを考慮したものとなっているのか。

といいますのは、今の、例えば、ウレタンの吹きつけですけれども、一旦、薄い膜をして、それから吹きつけであるのかとか、直接、その躯体自体に吹きつけとなると、剥ぎとるのに完全に分別をするということになると問題等、現場では大変な作業量というふうになるということもありますので、そういう点についてお聞きをいたします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

ただいまの将来的な解体等々も踏まえた施工内容となっておりますかといったところにつきましては、申しわけございません。ただいま資料等々がございませんので、また後日答弁のほうをさせていただきたいというふうに思います。申しわけございません。

○議長（安永 友行君） 次、10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） 先ほどから出ています300ミリの玉石の件なんですが、産業廃棄物として処分するには余りにも費用もかかりますし、もったいないと考えるわけですけど、これはあれなんですかね、有価物として利用価値がないわけなんですか。——議長、ちょっと、

ちょっと。

○議長（安永 友行君） 庭田議員、どうぞ。

○議員（10番 庭田 英明君） 例えば、うがった見方をしたら大変失礼なんですけど、産業廃棄物として処理場に持っていくわけでしょうけど、それが処理場にいかなくて、利用価値があるのなら、ここまでお金をかけて産廃にする必要はないと思うわけですよね。そこら辺のところは、業者さんはどのように解釈をされておるんですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの御質問について、今即答ができかねますので、また後日、回答のほうを、答弁のほうをさせていただけたらというふうに……。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。ちょっと待って。（発言する者あり） 済いません、9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 10番の関連みたいなことなんですけれどもね、有価物として町のほうも業者さんと、即答はできないから、今後検討するということですが、例えば、町の遊休地に一時仮置して将来的にどこか埋めるのに使おうとか、あるいは民間の方も自分の土地を埋めたいという方もおられるわけですよ。道路の近くで。それは、当然、地目変更せんにゃいけませんけれども、そういうふうなことも合わせもって検討されて、なるべく持ち出しが少なくなるような方法を検討してほしいと思うのですが。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） ただいまの河村議員の質問にお答えをさせていただきます。

要は、玉石の有効利用というような形のほかに方策を用いて費用等々の抑制ができないかというふうなところがございます。廃棄物処分法上、どうしてもできる部分とできない部分というのがありますので、その部分をあわせてそういった対応が可能かどうか、そちらも大変申しわけございません。あわせて調査をさせていただきまして、また後日、お答えをさせていただきたいというふうに思います。大変申しわけございません。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 先ほどの玉石の件なんですけど、量がどのぐらいあるかちゅうのをちょっとまたお知らせ願いたいというのと、あと屋根の断熱材と手すりの変更ですいね、そこら辺も設計士さんがどういった観点から変更前のを選んでまた変更になるのかちゅう、その辺が、設計が、悪い言葉で、かなりええ加減じゃないかなと感じたんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

玉石につきましては、数量といたしましては、報告が上がってきておりますのが370立米というところでございます。それだけの処分費が必要になったということ。

それから、材質の部分等々についてでございますけれども、当初、やはりその材質が適当である、当然、手すりのところにつきましては木製をというような形で進めてまいったところでございます。ただ、やはり木製というようなところから経費的なところも当然かかるんですけれども、それをウレタンの素材に変更することによって経費的な抑制も実現できると。それから、木製よりも利用者の方々が手に握りやすいとか、そういった部分でよりよい改善につながっていくというようなところから、今回変更のほうさせていただいているというようなところでございます。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 手すりの件なんですけどね、木製よりもウレタンのほうがいいと、それは明らかに安全性にも転倒とかにもやはり衝撃が少なくてウレタンのほうがええのはわかるし、その辺が理由の説明がもう前から新たにウレタンの手すりが出てきたというのならまだわかりますが、以前からあると思うんですよね。そこら辺を見越して設計がなぜできなかったかというその辺の理由を聞いとるんですいね。屋根にしても。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 申しわけございません。やはり当初と設計士と我々町との協議の中ではその選択がよかろうという形で進めさせていただいておったところでございます。

その後、実際、入札によりまして請負業者さんでありますとか、いろんな方々の目が入るといようなところと、あと、我々もやはり再考した中でこういった材質があるといようなところをやはり十分考慮できなかった部分も確かにあったというふうに思っております。そういったところにおいては十分な設計ではなかったといようなところで反省をいたしております。今後、こういったことがないような形で対応のほうを適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 先ほど玉石の量が370立米と言われましたが、これ大型ダンプで60台、約60台ぐらいあると思うんです。それで地質と、初めのときに地質といいますか、それは、今の処理せんにやれんのだといような話は出ていたんですかね。それで、温泉配管を何メーターあったか知りませんが、これを撤去するために出てきた廃材が370立米というのは、どこから計算が出てくるんか、ちょっとすばらしい量になるんですがね。余りにもちょっと理解できがたい数字と思うんですが、行ってみられたんですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

玉石の部分については、温泉配管の掘り起こしというものではなくて、施設全体の基礎の部分に係る掘り起こしの結果、これだけの玉石が出てきたということでございますので、温泉配管の移設のみにこれだけのものが出てきたというわけではございません。当初、その部分についてはこういった玉石ではなくて、ほかの土砂であろうというような想定で積算をしておったところなんですけれども、実際、玉石のほうがそれだけの分量出てきたというようなところがございまして、その辺の処分費の単価的などころについても異なっておりますので、今回追加で費用が発生してしまったというところでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） もし温泉配管が出ていなかったら、掘り起こしていないということですか。そしたら、玉石は見つからなかったということですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 今回玉石が出てまいりましたのは、施設全体の基礎のために掘り起こしをする、掘るわけなんですけれども、その部分から出てまいったということでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） それでは、当初から上を撤去してみないと、あそこは雑地といえますか、何か木が生えていたと思うんですが、それをやはり初めの設計の段階であの土地が試掘もしてなく行ったということなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 実際、地質調査のほうは、ボーリング調査のほうは何カ所か行っております。ただ、今回、あくまでも敷地全体の中に基礎をするために、そこ2メートル20ぐらいまで全体的に掘り起こしますので、その中でこれだけの量の玉石が出てきたということでございますので、温泉配管とは別のところで出てきたということでございます。基礎の部分で出てまいったということですから。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 普通考えておかしいと思うんですよね。敷地の土質の調査をやられて出てきて、それから設計されて、その設計に入っていたと思うんです。そしたら、なぜそうしたら、温泉配管を掘ったらこれが出た、玉石の処理費が要るんだと。初めから地質調査やられてわかっていたんじゃないんです。何で初めの設計費にこの処理費、処理になるか、まだ賄い、有効利用できるかわかりませんが、それがわかっていたと思うんですよね。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 温泉配管については、あくまでも地中1メートル以内のところ

を掘り起こしたものでございます。今回の玉石が出た部分の基礎部分につきましては、それよりもさらに深く2メートル20の部分掘ったところでございますので、それによって掘り返してきたところに、土質の調査を行いましたけれども、予想以上に玉石の部分が出てまいったといつたところで、今回の新たな追加費用が発生してしまったということでございます。温泉部分はあくまでも表面的なところでございますので、一度、しかも掘り起こしておるところでございますので、そういった玉石等々は出てまいりませんでした。ただ今回、問題となっておりますのは、建物の基礎をやる約2メートル20ほど掘った部分、そういうところから出てまいったというものでございますので、その部分については、実は掘り起こしてみないとわからなかったというところが実情でございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 済いません。やはり初めの段階で、設計の段階で、当然、それは2メートル20というのは掘り起こすのですから、試掘の段階でわかっていたと思うんです。だから、先ほど来、設計士さんやそういう初めからの設計の段階で、そういうもろもろのことがあるんじゃないかというのを聞きしているんです。しっかり調査して、上だけつい掘って見るんじゃないしに、ちゃんとしないとかこういうことになるんじゃないかというのを私は言いたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 大変申しわけございません。事前の調査がどうだったのかというふうなところでの御質問であったかというふうに思いますので、事前調査等々、先ほどの手すりの部分も含めまして精査をしてみたいというふうに思います。大変申しわけございません。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の土砂のことですが、今、河村議員のほうから随分言われましたが、実際に今の玉石という解釈が、最初に課長さんが言われたのが、30ミリという言葉があるから、それにもひっかかっちゃうような気がするんですが、実際に、30ミリではなしに、（「300」と呼ぶ者あり）300ぐらいの大きなこんな石が現場に積んでありますが、多分、そのことだろうと思うんですが、一番私も最初の設計段階で、今の370平米ですか、立米ですか、出るという数字的なもんが積算できていなかったということだろうと思うんですが、でも、出るものは、出たものは仕方ないんですが、これを私の思いですが、前回の教育委員会のほうから、棚田のところに駐車場をつくる。そこにまた資材があればためておくんだというような話もありましたが、しっかり庁内で庁議の中で、その辺の横の連絡もとりながら、この処分費ですか、そういうふうなところにしないで、今の、先ほど課長が思いどおりになるかどうか検討するとは言われましたが、ぜひ、教育委員会との調整しながら、あそこの埋め土に、どこかにためておく

というようなことを今から考えていただけたらいいんじゃないかと私は思いますが、その辺のこともちょっと御返答いただきたいと思います。

それと、金額的に大きい、小さいではありませんが、網戸の設置も57万7,000円ということでございます。最初は食品のつくるところだけ網戸と。だけど、各部屋にも網戸をつけると、省エネのためにつけるといようなお話がございましたけれども、もうこの事務所はないですけど、普通、人がよそから来られるとことというのは、どこの家庭でも網戸がつかないといようなサッシのとはないんじゃないかと思うぐらいつけております。その辺のことも、なぜ、省エネだからという理由だけでなしに、先ほどから出ておる最初の設計の内容を見ると、基本的に狂うとるんじゃないかなといようなことから、課長のほうで、担当のほうで云々ということではないかもしれませんが、設計者のほうに、もう少し心を込めた設計といものをやっていただきたいというふうに思います。

また、先ほどもありましたが、まだどんどん補正が出るといようなことのないように、きょうは、このたびはこれだけかもしれませんが、大きなことがないように、できるだけ補正は1回か2回といようなことでおさめない、やはり同じことをこの議場で言うといのも何か寂しいような気がしますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

玉石のところにつきましては、申しわけございません。30ではなくて300ミリのもので、大きさでございます。その部分についての資材としての活用、先ほど、ほかの先ほどの議員さんからもお話、質疑等々をいただいているところでございますので、その部分と合わせまして、また、対応ができないかといようなところ、他の部署と連携をとりながら、また、後日、お答えのほうをさせていただけたらといふふうに思っております。

それから、網戸の部分でございます。省エネという形で報告をさせていただきました。今現在、法律的に求められておりますのが、食品部分を扱うところについては、そういった害虫、あるいはごみ等々の侵入等々がないような形で網戸の設置のほうに求められているようなところでございます。

そういったところから、その部分だけの対応をすればよいといような形で当初は進めとったところでございますけれども、やはり他の、やはり食品を扱うといようなところがありますので、他のあいた窓から等々の侵入等々も考えられるといようなところで、そういった安全面に配慮した形のところと、あと、やはり全てに網戸を設けずにエアコン等々で対応していくといようなところになりますと、今後、やはりそういった施設のランニングコスト等々への影響も出

てくるというようなところから、今後、事業者として安定的に施設を運営していただくためにも必要な施設であろうというようなところから判断をさせていただいたところでございます。

そういったところで、今回、当初の予定にはありませんでした網戸のほうを全ての窓に設置をさせていただいた、そういった思いからやらせていただいた、必要性があるという判断をさせていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） よろしいですか、もうそろそろ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですが、日程第9、議案第6号請負契約の変更について（障がい者総合支援センター建築工事）の質疑は保留をしておきます。

ここで昼休み休憩に入ります。休憩します。

午前11時54分休憩

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き、午後の会議を再開します。

日程第10、議案第7号……。5番、中田議員、動議。

○議員（5番 中田 元君） 午前中の議案6号の請負契約の変更について、ちょっと再質問をしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 中田議員、動議は賛成議員がなけんにゃいけんで。（発言する者あり）追加の質問をしたいということ。

○議員（5番 中田 元君） はい。

○議長（安永 友行君） 今、5番議員から動議があったんですが、動議に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（安永 友行君） 賛成多数です。

ただいま、5番議員から動議が出ました、午前中にありました日程第9、議案第6号の請負契約の変更について質疑をしたいという動議が成立しましたので、日程を変更して日程第9、議案第6号請負契約の変更についての質疑を、午前中に継続して行います。5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 午前中に今の契約変更についていろいろお話ございまして、産廃処分のごとでございまして、残土処理というか、そのことについて、午前中、いろいろ30ミリとか300ミリとかいう、いろいろお話ございまして、先週、私、あそこの現場を毎日通っておりますので、きょうも昼に、昼食に出た際に、その現場、見てきたわけですが、そこにあった残土が、大きな山になっておりましたけれども、今見ると、もうほとんど残土がないという状況に

なっておりますが、もし、ここの処理の、ここで今、協議しよるわけですが、もしそれが、先ほど言いました障害物の撤去のことで、産廃処理、あれ、産業廃棄物か、ということでもし処理されておるのであれば、もう専決処分というようなことになるのではなかろうかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。

午前中のところで出てまいりました玉石については、済いません。300ミリのものがございます。非常に大きなものがございます。それにあわせまして、それがまだ基本的にありまして、それ以上大きな石も出てきているというような状況でございます。

産廃処分費といいますか、実際、そこの基礎部分を掘り起しまして、そこにコンクリートの柱をつくる作業を、今後していかなければ、今、していかなければならないということで、そういった大きな玉石が出た場合、そういった作業に支障が出るということで、今回、処分ということで、それを撤去しなければならないという新たな事態が生じてまいったということでございます。

それで、実際にこの部分につきまして、新たに経費等々もかかって、運搬費の経費等々も別途かかってまいりますという形で、今回、変更契約という形でやらさせていただいたらという内容となっております。

基本的に、11月17日のところで、議会で議決を賜っておりますので、この変更については、基本的に議会の変更の議決が必要だというふうに考えておりますので、専決処分等々については、行う考えは一切ございません。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 今の昨年の話、11月の。今、前日まであった処理というのは、今のここでのっておる処分の土砂とは違うというお話ですか。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 産廃処分といいますか、そういった土砂、いわゆる玉石の処分料ということで、当初、当然不要な部分については処分料という形で見込んでおったわけなんですけれども、実際、掘り起こしてきたものが玉石であったというようなところで、その部分については、そこの現場に残しておく、当然、建設事業に支障が生じてまいりますので、それを運搬という形でどこかに運ばなければならない。実際、そこに出てきたものは、当初は土砂というような想定でおったわけなんですけれども、実際に出てきたものは、非常に300ミリを超えるような大きな玉石であった。この部分を運搬しなければならないということで、別途、経費が生じてまいったということで、今回、変更契約をさせていただきたいということでございまして、その部分については、専決というようなところは現在、考えてはおらないところです。

済いません。既に、出てきたものについては、既に運んでおるといったところでございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） そうすると、今の議題にのっておる処分費というのが、もう撤去しとるということは、もう専決でやっとならぬということじゃないですか。違いますか。産業廃棄物としてもう処理しておるといふことになるんじゃないですか。今、もう、現場に今のあった大きな玉石等も、大きな玉石というか、あれが全然ないといふことなんで。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 運搬をしておるといふことでございまして、そこに処分はしておりません。

申しわけありません。現場には残っておりませんので、運搬は完了させております。ただ、運搬先については、今、申しわけございません。確認をさせて、また、後ほど答弁をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 今、課長が言われたのは、掘削して出た土砂が、土砂の中に300ミリを超えるような石も出てきたと。だから、それを現場に存置しておくことは今後の建設に支障があるといふことで、それを運搬したと、運搬先はどこかわからないという回答でいいんですか。私ら聞いとるのは、ここに産廃処分費として計上してあるから、その掘削して出された土砂を産廃として処分されたんではないのか、どうなのかといふことをお聞きしたいんですが。

○議長（安永 友行君） 回答ですね、ちょっと整理してもらうために、5分休憩します。

午後1時10分休憩

.....

午後1時17分再開

○議長（安永 友行君） それでは休憩前に引き続き、先ほどの日程第9の議案第6号の質疑を続行します。再開します。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 大変、失礼いたしました。答弁をさせていただく前に1点、資料の訂正をお願いいたします。第1回町議会定例会参考資料1ページのほうに、今回の変更契約に関する資料を載せさせていただいております。主な変更内容の部分で、上から4番目、産廃処分費（地中障害物撤去）238万5,188円、こちらのほう、産廃処分費のところを、残土処分費という形に訂正をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（安永 友行君） ただいまの、資料ではありますが、課長のほうから申し出がありました産廃処分費を残土処分費に訂正ということ、よろしいです。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） それでは、資料のほうの産廃処分費の字句を、残土処分費に訂正して、質疑を続行します。永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 濟いません。失礼いたします。それでは、先ほどの残土処分費についてでございます。当初の予定といたしましては、現在、建設予定地、こちらのほうの掘削を行いまして、その部分に基礎の地盤ということで、通常のコングリート施工を行うという計画でございました。そこについては、通常の土砂が出てくるということでもございましたけれども、実際、出てきたものが、先ほどから説明をさせていただいております300ミリを超える玉石等々が出てまいりまして、工事に支障が生じてまいるといってございます。

それで、その処分費につきまして、当初、予定をしておりました部分は、そういった通常の土砂であるわけなんですけれども、そこに玉石等々、大きなものが混ざってくると、その運搬費用が変更になってくるというようなところから、今回、残土処分費の金額の変更が必要になってきたというところでございます。

その部分の残土につきましては、そのまま現場のほうに置いておきますと、当然、工事の進捗等々に影響が出てまいりますので、この部分については、既に運搬は完了しておまして、業者の残土処理場のほうに運搬が完了しておるといって状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 残土処分費と、今の産業廃棄物ということになると、ただ、運搬費もですが、産廃処理ということになったら、その処理費用というのが、この二百三十八万五千幾らに何がしか、には含まれておるわけではないんですか。ただ運搬費だけであると、この238万5,000円というのは安くなるんじゃないですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 残土そのもの自体は、産業廃棄物ではございませんが、当然、当初の設計では、そういった産業廃棄物ではないというような形での積算を行っております。先ほど申しましたとおり、運搬するものが変わってまいりますので、普通の土から、そういった大きな玉石が含まれておるものの運搬という形になりますので、1回当たりの単価につきましても高くなってくるというようなところから、今回、これだけの残土処分費について、追加分が発生してまいったということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） なかなかノドリが悪くて、申しわけないんですがね、要するに、残土の処分費としてとか、この運搬費とか、いろいろ産業処分とかで違ったからちゅう説明も一理あるんですがね。いわゆる、現在、今、現物が無いということは、すなわちもう処分をして

るということでしょう。だから、この予算が出る前には、もうやってしまっとうということだろうと思うんですけども。その辺、どうなんですかね。

もうこの予算を今、通してほしいですよと提案されておる。だけど、この費用が、私は、この運搬だけなら、三百何ぼとか言われていましたが、何ぼ石とかいいましても、ちょっと運搬が、距離にもよりますが、単価が高いと思っておるのですが。それも一つですが、既に、この予算は使っておるのではないかということの問題にしておる、皆さんも思っておると思うんですよ。その辺、どうなんですか。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 今回、上げさせていただきました参考資料の中の主な九つの部分につきまして、既に実施をさせていただいているものにつきましては、温泉配管の移設の工事と、それと今回の残土の処分費の部分でございます。

ほかのところについては、まだ未着手ということでございますが、実際にその部分を放置、そのまましておきますと、実際の工事の進捗そのものにも影響が生じてまいりますというようなところで、ここの部分につきましては、監督員の権限によって、工事のほうは実施をさせていただいておるところでございます。

実際に、残土処分費についても、あらかじめ計上はさせていただいておるんですが、運ぶものが変わってきたというようなところから、単価等々の見直しの必要が生じたということで、今回の金額に変更させていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 9番、河村由美子議員。

○議員（9番 河村由美子君） 答弁のように、監督員の権限でこうしとるということと、工事の進捗によってはやむを得ないということはあると思うんですけどもね。やはりそれならそれで、きょうでもこの提案をなされるときに、正直な説明といいますか、わかりやすく、さっきの話じゃありませんが、30ミリなんか、300ミリというような、我々は30って聞いてましたから、こんな石ころという。その辺の問題も起きてきますので、きちんとももの経緯とか、いきさつというものを、きちんと説明していただかないと、議会の機能もちゃんと果たせなくなると思いますし、いろいろ、今後支障が起きると思うんですけども、その辺の今後の対応はどういうふう考えられます。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 申しわけございません。確かに、実際、そう言った部分を議会に事前の説明もなく、進めてしまった部分等々もございますので、その辺のところにつきましては、今後、十分に事前の説明等々を行う中で、御理解を得た中で進めていきたいというふうに考えております。大変、申しわけございませんでした。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議案の上程に当たりまして、詳細説明をさせていただきました。後のところで、いろいろ質疑の中で担当課長のほうから答弁をさせていただいておりますが、なかなか内容を詳細に、具体にお話を回答できなかったということは、お許しをいただきたいと思います。

先ほど、9番議員のほうからもございましたが、この後の上程議案、予定しております相生橋の件、これは前回、全員協議会のほうで、今回、上程を予定ということで、事前の全員協議会でも説明をさせていただきました。今さらでございますが、今回のこの案件につきましても、間違いなくそうしたところで、前段のところでしたら、これまでの経過なり、それから今回、上程させていただく議案の内容、詳細について、しっかり精査した上で、事前の全員協議会で説明をさせていただく案件であったかと思っております。

現状はということで、先ほど、担当課長が申し上げたところでございますけど、またこれから、きょうの段階で、議決どうこうじゃないと思います。まだ3月の定例会、期間がございますので、また議案審議の中で、御質問等がありましたら、そこらあたりの回答ができるように準備をさせていただきと思っております。

それから、今後はということで、お話がございました。先ほど言いましたように、当然、こうした契約議決の変更にかかわらずでございますが、重要な案件につきましては、事前に整理をさせていただいて、全員協議会なりで御説明申し上げるように努めてまいりたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 議案第6号については、質疑は保留してありますので、今、町長も言われましたが、その際にも、まだできますので、議事進行動議によって進めました日程第9、議案第6号の質疑はこれで終了して、保留をしておきます。次に進めます。

---

### 日程第10. 議案第7号

○議長（安永 友行君） それでは日程第10、議案第7号請負契約の変更について（相生橋側道橋架設（上部工）工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして議案第7号請負契約の変更についてでございます。

下記工事について請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により、議会の議決を求める。平成31年3月4日提出。吉賀町長岩本一巳。

記。

- 1、契約の目的、平成30年度相生橋側道橋架設（上部工）工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札における文書契約。

3、契約の工期、変更後平成31年5月24日、契約前平成31年3月22日。これに伴います工期の延期期間は64日間でございます。

4、契約金額、変更後1億2,134万8,800円、変更前1億1,556万円。したがって、変更額578万8,800円の増額でございます。

5、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町柿木村下須423番地、有限会社三浦土木、代表取締役三浦浩。

この案件は先ほど申し上げましたように、全員協議会で御説明申し上げておりますが、改めて所管をいたします建設水道課長のほうから御説明申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第7号請負契約の変更について、私のほうから詳細説明をさせていただきます。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。また、全員協議会の資料をお持ちでしたら、29ページ以降に資料が載っております。図面等は29の2ページから載っておりますので、参照いただきたいというふうに思います。

工事名でございます。平成30年度相生橋側道橋架設（上部工）工事でございます。

工事の場所は、吉賀町柿木村柿木地内でございます。

工期といたしましては、当初は平成31年3月の22日としておりましたけれども、平成31年5月24日とさせていただき、約2カ月間、64日間の工期を延期したいというものでございます。

また、金額につきましても578万8,000円の増額が必要となったというものでございます。

それでは、工事の内容でございますけれども、工事の種類といたしましては上部工の一式、それから歩道橋の一式ということでございます。

主たる変更の内容でございますが、まず、材料の手配でございます。当初、3月の22日として工期を切っておりましたけれども、橋梁の部材、鋼材でございます。それから、高力ボルト、これは部材を締めつけるためのボルトでございますけれども、この材料がオリンピックの需要と遭いまして高位に推移をいたしました。なかなか材料の手配ができないという状況が続いております。特に、高力ボルトにつきましては、通常、1カ月から4カ月で納入されるものでございましたけれども、実際には5カ月から13カ月もかかって、非常に長期化して悪化しているという状況がございました。

企業努力によりまして、11月に入る予定ではございましたけれども、なんとか1月の下旬ご

ろには材料手配が済みまして、現在は順調に製作も終わり、仮組み等も完了いたしまして、今、輸送の中に入っているという状況でございます。今週から材料が入ってまいりまして、いよいよ現場のほう動き出すという状況になっております。この間に要しました2カ月間につきましては、64日間、工期を延長させていただきたいというものでございます。

それから、金額578万8,000円の金額の増等の大きな変更でございますけれども、これにつきましては、全協の場でも説明させていただきました架設工事の架設計画の変更が発生してしまったというものでございます。

当初は、ベントと言いまして台座を4カ所設けまして、そこにブロック、ブロックごとに5カ所に分けまして橋体を乗せていくという計画をしておりましたけれども、業者の詳細の調査の結果につきまして、どうしても左岸側、つまりは小学校側交差点側のほうの側のベント、つまり台座が設置はできて橋体を載せることはできるんだけれども、撤去が難しい、できないという状況が判明いたしました。これにつきまして、架設計画を見直さざるを得なくなったということでございます。

最終的には、ベント、つまり台座に載せるという方法をやめまして、ヤードを取りまして河川敷に使っております組み立てヤードで、橋体を2分割をいたしまして、2つに分けた形でつくり上げてまして、それをクレーンで架設をしていく。当初は160トンのオールテレーンクレーン油圧クレーンでございますけれども、これによって架設をするというふうにしておりましたが、能力を上げてまして200トン、これで部材を半分ずつ吊り上げてまして架設をしていくという方法に変更したいというものでございます。

それから、もう一点、歩道部分の工事を今回工事に入れておりませんでした。これは、相生橋の最終的な、今の本体の相生橋でございますけれども、その橋が最終的には31年度で歩道橋を撤去して完了いたします。それとあわせまして、判明しましたことが左岸側の橋台のウイング部分、つまりは橋座が載っておりますその部分の上にパラペットという立ち上がりがございます、それが道路部分まで上がってきておるんでございますが、その横に護岸高等がぶつかるためにウイングという、小さな翼のような形の擁壁でございます。その部分が壊れているということで、この部分を31年度で一緒に直したいということがございまして、実は歩道橋の部分につきましては、そのときに一緒に完成をさせようという考えでございました。

しかしながら、橋が架かるわけございまして、そこをまた歩行者の方も通ることになりますと、導線を1本として確保したいということもございまして、また、補修をしたいというウイング部分につきましても、歩道設置をしましてもちゃんと工事ができるという確認を精査をいたしましたので、歩道についても完成をさせていきたい、部分的にはしないと思っておりますけど、完成をさせていきたいということで、この部分にかかりますお金いたしまして578万

8,800円の増額をお願いをしたいというものでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

以上で、終わらせていただきます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。4番、桑原議員。

○議員（4番 桑原 三平君） ちょっと確認のためにお聞きしますが、この河川内における工事は、おおよそどのくらいまでかかりますか。あと、春先になりますと、どうしても増設、水がふえてきたりしますし、なかなか工事難くなるんじゃないかと思いますが、その点、どのくらいかかりますか、お知らせください。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

業者が出してきております工程表によりますと、計画的には3月いっぱい架設期間としておるようでございます。この計画につきましては、計画的にはどんどん前倒ししていくという考えであるようでございます。ただし、3月いっぱいをめどに架設のほうを完了したいということでございまして、計画で行きますと、それ以降のヤードは撤去、つまりは河川の撤去ということになるかと思っています。橋さえかけてしまいますと、あとはもうヤードは必要なくなりますので、順次、撤去をさせていただきたいというふうに思っております。

高津川さんとの協議も行っている状況でございますけれども、なるべく早く撤収するようには、計画をしておるところでございますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 材料の注文で、オリンピック関係でおくれていると言われましたんですけど、オリンピックがあるっちゃうのはわかっちゃって、そん中で、前もって発注をかけてなかったんですかいね。その辺がわからないっちゃうんと、今回で相生橋、これ2回目か3回目の変更ですいね、金額面の、請負契約の。その辺で、以前にも水が入るから工事できないからっちゃうんで、去年か、ありましたいね。今回、また台座の撤去工事完了後、撤去できないと言われて、また違う方法でやらざるを得んと言われたんですけど、そういうことをわかるはずなんじゃがね。そこら辺がちょっと、何で。実際、工事にかからにゃあわからんのんですかいね。そこら辺、ちょっと説明をお願いします。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） まず、材料手配の問題でございます。発注につきましては、7月の前段のところまで終わっておるところでございます。業者は、こういう橋体になりますと、かなりお金もかさむ。材料を1回、頼んで、足らなかったということにもならない。それから、

こちらが計画している上部工の穴の位置、それから取り合い、溶接の方法、全てが材料として一致しないと、業者としても発注ができない。ですから、その分については、まず精査をしていかないといけない。その分についての時間がかかります。

それから、発注をかけたのがいつごろかということは、ちょっと私どもではわかりませんが、オリンピックの、今の需要の増大でございます。これにつきましては、大変、我々としても気がつかなかったという、許されるものではないかと思っておりますけれども、ここまでのところで、高位に動いているということは想像しておりませんでした。

ただし、業界でも、今かなりの問題になっておまして、業界から国土交通大臣に向けての工期の延期であるとか、そういったものについても、どんどん要望が上がっているという状況もあるようでございます。こういった状況の中で、なかなか材料手配できない。特に高力ボルトと申しまして、部材等を締めつけていくもの、この高力ボルトが手に入らない。材料についても手に入らなくて、非常に難しいんですけれども、それ以上に高力ボルトが手に入らないという状況が続いているようでございます。

これにつきましては、我々も会社が投資をしてまで生産をふやさないんじゃないかというふうに考えておりましたが、業界の新聞等を読みますと、材料自体のものが入ってこない。今の需要によって。つまり、それによって、ボルトをつくることができないという状況が発生しているようでございます。これにつきましても、受注をいたしました企業につきましては、企業努力によりまして、何とか2カ月というタイムラグで部材を納めてきた、それから発注してきた、手元に置いてきたということで、今現在のところでは作業を完了しているということでございます。

見抜けなかったのかといいますと、正直申しまして、見抜けませんでした。しかしながら、なかなか複雑な業界の状況は、こちらにも伝わってこないというのが現状ということでございまして、御理解を賜りたいと思います。

それから、変更につきましての内容でございます。この30年度の工事につきましては、今回、お金の変更をするのが初めてでございます。過去に、29年度分、それから、それをいろいろ発注した部分につきましても、変更がございましたけれども、今回30年度分につきましては、今回が工期がおくれまして、金額の変更は初めてということでございまして、御理解いただきたいと思っております。

それから、なぜ気がつかなかったのか、撤去できないではないかというところでございますけれども、確かに、議員おっしゃられるとおり、この部分につきましても、やはり発注のところで、発注までのところできちんと我々が精査できているべきだったと思っております。これにつきましては、非常に反省をしております。

ただ、私もなぜこういうことが起こったのかということを考えさせていただきましたけれども、

それにつきましては、我々は、どうしてもものをつくり上げようとするところにおります。山を掘削し、どう掘削するのか。危険なところをどう登っていくのか、とか、それから狭いところに、これだけのものをつくらないといけない。どういうふうに仮設をして、どういうふうに周りに影響をされないようにものをつくっていくのかという能力には、言い方は悪いですが、長けているというふうに考えていると思います。

それは、県があつたり、それから関係者との人脈があつたり、いろんな企業との取引があつたり、そういったところでどんどん吸収してまいります。しかしながら、計画的にかけられる。非常に、ベント工法というのは、オーソドックスな工法でございまして、橋をかけるときには、大体、ベント工法、ヤードがとれる場合には、そういう作業をいたします。

今回のように、ヤードのところだけではなくて、どうしても通水断面上にベントを立てなければならなかったという問題が、大きなネックになったようでございます。平面形に見ても、余り何ら問題がないように見えたわけでございますけれども、やはり物事をつくり上げようとする業者のサイドからの目で見ますと、つくれても、撤去できないという。つまりは、我々はつくるとは一生懸命、考えるんでありますけれども、ものを全て撤去して、それで完成というところまではいきませんでした。

○議長（安永 友行君） 課長。簡潔に。

○建設水道課長（早川 貢一君） はい、申しわけありません。

という状況でございまして、今回、事前に確認ができなかったということにつきましては、非常に反省をしております。今後に生かしていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 建設課にそこまで読みとれとは言っていないんですよね。要は、ここに橋をつくるのに、設計者を通して設計しておるはずですしね。その設計者が、前回のあれでも言いましたが、何でそこまで読みとれんようになったかなということなんですしね。

建設課がそこまで読めちゃうのは、それは無理じゃろうが、設計者に、そこら辺が追加で出てくるっちゃうのがおかしいと。そういうことなんですしね。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） おっしゃることもわかります。今後は、業者の選定につきましても、よくよく吟味をしながら選定をしていきたいというふうに思います。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。はい、質疑はないようですので日程第10、議案第7号

請負契約の変更について（相生橋側道橋架設（上部工）工事）の質疑は保留しておきます。

### 日程第11. 議案第8号

○議長（安永 友行君） 日程第11、議案第8号平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは議案第8号平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、平成30年度吉賀町水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、平成30年度吉賀町水道事業会計予算（以下、予算という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業費用でございます。2億4,290万3,000円に229万6,000円を補正いたしまして2億4,519万9,000円でございます。

第1項営業費用2億1,243万円に129万6,000円を補正し、2億1,372万6,000円。第2項営業外費用3,014万9,000円に100万円を補正いたしまして、3,114万9,000円でございます。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、「不足する額4,737万1,000円は、引継金1,315万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3,421万3,000円で補填するものとする。」を「不足する額4,787万6,000円は引継金1,315万8,000円、過年度分損益勘定留保資金3,471万8,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入でございます。1億877万2,000円から860万5,000円を減額いたしまして、1億16万7,000円。

第1項企業債3,480万円から690万円を減額いたしまして、2,790万円。

第2項県補助金1,566万6,000円から170万5,000円を減額いたしまして、1,396万1,000円でございます。

ただいまのほうは収入でございまして、続きまして支出でございます。

第1款資本的支出1億5,614万3,000円から810万円を減額いたしまして1億4,804万3,000円。

第1項の建設改良費につきましては、5,110万4,000円から810万円を減額いたしまして4,300万4,000円でございます。

第4条、予算第5条に定めた企業債の限度額3,480万円を2,790万円に改める。平成

31年3月4日提出。吉賀町水道事業管理者岩本一己。

詳細につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第8号平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明をさせていただきます。

資料の説明資料がございます。そのページの7ページをお開きいただきたいと思います。

進んでいただきますと説明資料がございます。その資料の7ページでございます。議案書でございます、失礼いたしました。議案書のほうをお開きいただきます。資料ではございません。

平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算説明書。

収益的収入及び支出でございます、収入のほうにつきましては変更はございません。

大きな枠の7ページ下側の支出のところをごらんいただきたいと思います。

款1水道事業費用項1営業費用目2配水及び給水費でございます。右に見ていただきまして、右のページ22、修繕費でございます。129万6,000円を補正をさせていただきますというものでございます。

この内容でございますけれども、六日市地区の配水池がみろく公園の上に2池上がっております。既設の配水池が1、それから新設、新しいほうの配水池が1、2池が上下するように設置されております。下のほうが古いほう、上のほうが新しいほう、これを連絡管が連絡しております。

今回、この修繕費として上げさせていただきたいといいますが、この2池を連絡しております連絡管に電動弁というのがございます。2池の高さに高低度がございます関係上、2池を同時に使うということがなかなかできませんので、まず六日市の浄水場から上がってきた水は、上の高位にあります新しい配水池のほうに入ってまいります。新しい配水池に入ってまいりました水が、連絡管を通しまして、既にあります既設の古い配水池に入ってまいります。この配水池から各家庭に配水をされているという状況でございます。

今回修理をしたいといいますが、この古いほうと新しいほうをつないでおります連絡管に電動弁というのがございます。この電動弁があることで、上下の高低差をカバーしているということになります。と言いますが、下にあります古いほうの配水池の水位が下がってまいりますと、電動弁が開きまして、上にあります新しい配水池から水を供給いたします。既設の配水池の古いほうの配水池の水位をコントロールし、もとに戻します。

ここの上のほうの配水池が減りましたら、下から水を上げてまいります。その役目を果たするのがこの電動弁ということになります。現在、電動弁が壊れておりますので、配水を下のほうの既設の配水池が配水をいたしますと、各家庭に水を配りますと、水位が下がってまいります。上か

ら水が流れてまいります電動弁が壊れておりますので、上からの水はどンドン、どンドン下に流れてまいります、いつも既設の配水池がいっぱいになっている状況になります。

本来でしたら、こちらの既設の配水池がいっぱいに電動弁が閉まることによって、こちらの配水池がとまることによって、こちらの配水池が復旧するんでありますけれども、今はつながっておりますので、だだだにつながっている。結局、この部分の水はどこに行くかといいますと、オーバーフロー管がございますので、オーバーフロー管によっては配水されているという状況になります。

この状態では非常にまずいので、今、職員が手動で切りかえをしておるという状況でございます。この部分につきまして電動弁での修理を至急にさせていただきたいということで、これに関しますお金が140万円を想定をしているということでございます。

それから、蓼野の施設、真田地区の施設でございます。これにつきましては、注連川の高速をくぐりました河内地区というのがございますけれども、そこに加圧の施設がございます。加圧と言いますのは配水池の水位高低差を利用した配水よりも高い位置に皆さん方の家があるもので、ないしはそれに近いところにあるものですから水圧が下がってしまう。そのために加圧をしながら送っている。河内地区の一部については加圧しているという状況でございます。

そこに整備されておりますインバーターというものがございまして、皆さん方が蛇口をひねりますと圧が下がります。圧が下がることによって加圧しますので、加圧処理によって水圧を加圧いたします。その加圧するときにインバーターという機械がございまして、インバーターでゆっくり加圧をしてきて、低圧になりますととまります。

それがインバーターがない関係で、水圧が下がりますと、どーんと送って、どーんととめますものですから、家庭では非常に音がしたり、それから振動したり、それから蛇口を開けるとバツと水が出たり、そういった状況が発生をいたします。その部分についてのインバーターが壊れているということで、インバーターがの故障を修繕をしたいということで、このことにつきましてもやはり約40万円のお金が必要だということでございます。

それから、もう一点は、これは七日市地区というふうなほうが正しいかもしれませんが、塔ノ峠トンネルから、田丸のほうから上がってきますとすぐ七日市の町へいくほうと、それから高尻へ行くのがございます。それから大和田橋というその別れから橋があります。その管に漏水が発見されておる関係でございます。その部分につきましては本管と同等でございますので、この部分についての補修も急ぎさせていただきたいということで、合わせまして129万6,000円の補正をお願いをするというものでございます。

それから、項の2営業外費用、目の2消費税及び地方消費税でございます。

右に見ていただきまして、消費税及び地方消費税でございまして、100万円を補正をさせて

いただきたいものがございます。これにつきましては、消費税分に係るところでございまして、この金額が必要になったというものでございます。

ページ進んでいただきまして、8ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。まず、8ページ下の枠の支出をごらんいただきたいと思えます。

款の1資本的支出、項の1建設改良費、目の1水道施設整備費でございます。右に見ていただきまして、次のページでございますが、12の委託料でございます。

今年度、柿木地区、大野原地区の老朽管につきまして改修をさせていただきたいということで、今年度かけまして2カ所設計業務委託を発注をいたしました。そのお金につきまして810万円不用額が発生をいたしましたので、この分について減額をさせていただきたいというようなものでございます。

それに関しまして、上段部分の企業債等々の、それから県補助金等の収入も変わってまいりますので、あわせまして減額をするというものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 六日市地区の電動弁の件ですけど、何カ所あるのか、1カ所だけでいいのかわちゅうことと、もう一個、河内地区のインバーターの件ですけど、最初、説明のとき、ないと言われて、次、故障していると言われたんですが、もともとついていないのか、それとも故障してないという理解でいいんですかね。

それで、故障してない電動弁じゃったら、早急にせにやあやれんとは思いますが。もともとなかったん、それとも故障したからないという、そういうことですかね。

○議長（安永 友行君） 早川課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 連絡管の電動弁は1カ所でございます。それから、加圧ポンプ所のインバーターでございますけれども、加圧ポンプは、2基でございます。そのいずれにもインバーターがついておりますので、1つが壊れました。今、片肺といいましょうか、片方だけで運転をしているという状況でございまして、その分について修理をし、2基、交互運転をさせていただきたい要望でございます。

○議長（安永 友行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） ないようですので、質疑は保留しますが、日程第11、議案第8号平成30年度吉賀町水道事業会計補正予算（第3号）の質疑は保留をしておきます。

---

## 日程第12. 議案第9号

○議長（安永 友行君） 日程第12、議案第9号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして議案第9号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,654万5,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成31年3月4日。吉賀町長岩本一巳。

1枚めくっていただきまして、1ページ、第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款5諸収入項1貸付金元利収入562万円に78万円を追加いたしまして640万円、これに伴います歳入合計は1,576万5,000円に78万円を追加し、1,654万5,000円でございます。

2ページの歳出でございます。款1総務費項1総務管理費1,576万5,000円に78万円を追加いたしまして1,654万5,000円でございます。

歳出合計につきましても同額でございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） そうしますと議案第9号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

予算書をおめくりいただきまして5ページ、それから6ページをごらんいただければと思います。それぞれ78万円の予算計上でございます。

中身につきましては、いわゆる繰り上げての返還があったということでございます。これが78万円ございましたので、それぞれ歳入、そして歳出について予算化をさせていただくというものであります。いづれか補足させていただきますと、この78万円につきましては、お二人の方からの返還ということでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 繰り上げ償還があったということですが、これは、先般、議決しました強制の裁判を起こしてするという、その成果で繰り上げ償還があったんでしょうか、どうでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 先日、いわゆる訴えの提起という議案で、議会のほうにもお諮りをさせていただいた、あの内容につきましては、この興学資金ではございませんで、社会福祉士のほうの貸し付けに関するものでございます。これはまた、別物ということで見ていただければと思います。

以上です。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようですので、日程第12、議案第9号平成30年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留しておきます。

---

### 日程第13. 議案第10号

○議長（安永 友行君） 日程第13、議案第10号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第10号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,858万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成31年3月4日提出。吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款4繰入金項1一般会計繰入金1億8,196万9,000円から240万1,000円減額いたしまして、1億7,956万8,000円でございます。これに伴います歳入合計2億3,098万

9,000円から240万1,000円を減額いたしまして2億2,858万8,000円でございます。

2ページ歳出でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金項1後期高齢者医療広域連合納付金でございます。2億2,274万6,000円から240万1,000円減額いたしまして、2億2,034万5,000円でございます。

これに伴います歳出の合計2億3,098万9,000円から、240万1,000円を減額いたしまして、2億2,858万8,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それでは、後期高齢者医療の補正予算の詳細説明をさせていただきます。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

款2項1目1の後期高齢者医療広域連合への納付金でございます。広域連合のほうに納めます納付金4つございます。そのうちの中の事務費の負担金でございますが、今年度、当初納めましたものから240万1,000円減額という補正がなりましたので、それに基づきまして、納付金額を減額させていただくものでございます。

続きまして、5ページの歳入でございます。

この納付金の財源につきましては、一般会計からの繰出金により賄われておりますので、こちらでも同額を減額の補正をさせていただいておる内容でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようです。

日程第13、議案第10号平成30年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第4号）の質疑は、保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後2時08分休憩

午後 2 時 20 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第 1 4、議案第 1 1 号

○議長（安永 友行君） 日程第 1 4、議案第 1 1 号平成 3 0 年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第 1 1 号平成 3 0 年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）でございます。

平成 3 0 年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 1, 6 0 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 1 億 5, 3 8 4 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

平成 3 1 年 3 月 4 日提出。吉賀町長岩本一巳。

1 ページ、第 1 表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款 3 国庫支出金項 1 国庫負担金 1 億 6, 7 6 3 万 1, 0 0 0 円に 2 2 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、1 億 6, 9 8 3 万 7, 0 0 0 円、項 2 国庫補助金 1 億 2, 5 1 8 万 8, 0 0 0 円に、2 6 9 万円を追加し、1 億 2, 7 8 7 万 8, 0 0 0 円、款 4 支払基金交付金項 1 支払基金交付金 2 億 8, 1 6 5 万 6, 0 0 0 円に 4 0 3 万 6, 0 0 0 円を追加し、2 億 8, 5 6 9 万 2, 0 0 0 円。

款 5 県支出金項 1 県負担金 1 億 5, 0 8 5 万 5, 0 0 0 円に 2 6 5 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 億 5, 3 5 0 万 9, 0 0 0 円、款 7 繰入金項 1 他会計繰入金 1 億 9, 5 3 8 万 8, 0 0 0 円に 1 8 7 万円を追加し、1 億 9, 7 2 5 万 8, 0 0 0 円、項 2 基金繰入金 7 0 4 万 1, 0 0 0 円に 2 5 6 万 8, 0 0 0 円を追加し、9 6 0 万 9, 0 0 0 円、これによります歳入合計 1 1 億 3, 7 8 1 万 6, 0 0 0 円に 1, 6 0 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、1 1 億 5, 3 8 4 万円でございます。

2 ページの歳出でございます。

款 2 保険給付費項 1 介護サービス等諸費 8 億 6, 9 8 3 万 9, 0 0 0 円に 1, 2 9 6 万 7, 0 0 0 円を追加し、8 億 8, 2 8 0 万 6, 0 0 0 円、項 2 介護予防サービス等諸費 2, 4 4 1 万円から 1 7 3 万 9, 0 0 0 円を減額し、2, 2 6 7 万 1, 0 0 0 円、項 4 高額介護サービス等費 2, 4 8 9 万 9, 0 0 0 円に 3 0 2 万 1, 0 0 0 円を追加し、2, 7 9 2 万円、項 7 特定入所者介護サービス等費 5, 7 7 2 万 5, 0 0 0 円に 7 0 万円を追加し、5, 8 4 2 万 5, 0 0 0 円、款 4 基金

積立金項1基金積立金4万8,000円に107万5,000円を追加し、112万3,000円、款5地域支援事業費項2一般介護予防事業費1,640万4,000円、補正額ゼロで同額でございます。これに伴います歳出の合計11億3,781万6,000円に1,602万4,000円を追加いたしまして、11億5,384万円になるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは担当課長より詳細説明を求めます。永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えいたします。

それでは、議案第11号介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の詳細説明をさせていただきます。

歳出のほうからでございます。まず、7ページから8ページのほうをお開きをいただきたいと思っております。

年度末がまいります関係で、今回、介護保険給付費の実績等々の精査をさせていただきました。その関係で、見込まれます実績によりまして、7ページの上段一番上でございます居宅介護サービス給付費、こちらの512万4,000円の減額、こちらのほうを主なものといたしまして686万3,000円の減額が見込まれる科目がございます。

一方、前回、12月のときにも補正をさせていただきましたけれども、7ページ中段のところでございます、3、地域密着型介護サービス給付費及びその次の5の施設介護サービス給付費、こちらのほうにつきましては、主には施設介護サービス給付費のほうでございますけれども、以前、老人保健施設の利用が増加しておるため、増加が見込まれるというようなところから、給付費のトータルといたしまして、今回1,494万9,000円を増額の補正と給付費の増額の補正とさせていただきますところでございます。

そういった給付費増額分等々につきまして、歳入のほうでございますけれども、5ページから6ページのところをお開きをいただきたいというふうに思います。

増額する給付費に対しまして、5ページでございますけれども、国庫支出金の中の負担金部分、補助金部分、それから真ん中中段の支払基金交付金の介護給付費の交付金等々ございますが、それぞれに法定の負担割合が決められてございますので、増加する給付費の部分、こちらの負担率を掛けたものを計上させていただいているところでございます。

なお、5ページ中段にございます款3国庫支出金項2の国庫補助金、それから6の保険者機能強化推進交付金、こちらは107万5,000円でございます。こちらについては平成30年度から新たに制度化されたものでございまして、それぞれの保険者の機能強化の取り組み等々についての新たに国から交付されるものでございます。こちらにつきまして内示がございました金額

を計上させていただいておまして、この部分の財源につきましては、歳出の9ページをお開きいただきたいというふうに思います。

一番下のところの款5地域支援事業の中の項2一般介護予防事業費でございます。こちらのほうに、これまでは保険料を財源としてこちらの事業を実施しておりましたが、このたびの交付金の部分をこちらのほうに充当させていただくこととなります。

それによりまして、保険料部分に財源的な余裕が生じてまいりますので、その上段でございます、生じました余裕財源につきましては、基金積立金として準備給付金のほうに積み立てをさせていただく内容となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑はないようですので、日程第14、議案第11号平成30年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の質疑は保留しておきます。

---

#### 日程第15. 議案第12号

○議長（安永 友行君） 日程第15、議案第12号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第12号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2,500万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,768万4,000円とする。

第2項歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成31年3月4日提出。吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3繰入金項1基金繰入金6,697万9,000円から2,500万円減額いたしまして4,197万9,000円、これに伴います歳入合計1億1,268万4,000円から2,500万円を減額をいたしまして、8,768万4,000円でございます。

2ページ歳出でございます。

款1総務費項1施設管理費9,693万9,000円から2,500万円を減額いたしまして、7,193万9,000円、これに伴います歳出の合計でございます。1億1,268万4,000円から2,500万円を減額し、8,768万4,000円になるものでございます。

3ページ、事項別明細書以降につきましては、所管いたします柿木地域振興室長のほうから説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。栩木柿木地域振興室長。

○栩木地域振興室長（栩木 昭典君） それでは、議案第12号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第5号）の説明を行います。

今回の補正は、平成30年度に実施しております発電所放水路補修工事に伴う工事費とその財源の減額です。

予算書の6ページをごらんください。

それでは、歳出の総務費、施設管理費、財産管理費の003維持管理費でありますけども、昨年9月議会におきまして、放水路補修工事として、調査設計報告書にあります概算工事の7,100万円を補正で計上させていただきました。入札の結果、工事契約額が4,572万2,000円ということになりまして、その後、大幅な金額の変更もなかったことから、2,500万円の減額をいたします。

続いて、5ページの歳入をごらんください。

繰入金、基金繰入金、小水力発電事業基金繰入金ですが、歳出の減額に合わせて2,500万円の減額をいたします。

以上で、説明を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第15、議案第12号平成30年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第5号）の質疑は保留しておきます。

---

### 日程第16. 議案第13号

○議長（安永 友行君） 日程第16、議案第13号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、議案第13号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）でございます。

平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ513万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1億9,751万4,000円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成31年3月4日提出。吉賀町長岩本一巳。

1ページの第1表歳入歳出予算補正でございます。まず、歳入でございます。

款1繰入金項1他会計繰入金1億2,347万4,000円から513万2,000円を減額いたしまして、1億1,834万2,000円でございます。これに伴います歳入の合計2億264万6,000円から513万2,000円減額いたしまして、1億9,751万4,000円でございます。

続きまして、2ページ、歳出でございます。

款1下水道費項1施設管理費5,074万1,000円から513万2,000円を減額いたしまして、4,560万9,000円。これに伴います合計でございます。2億264万6,000円から513万2,000円を減額いたしまして、1億9,751万4,000円なるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします建設水道課長のほうから詳細説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） それでは、議案第13号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の詳細説明をさせていただきます。

ページは予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

目1施設管理費でございます。右を見ていただきまして、002施設管理総務費でございます。施設設備保守委託料といたしまして、35万円の減額でございます。これにつきましては、六日市浄水場内の伐採、立竹木が生えてきますので、伐採するわけでございますけれども、その部分につきまして35万円の不用額が発生したというものでございます。

その下でございます。

補修工事費でございます。マンホールのかさ上げの調整に係る部分、それから、路面が陥没したり、下がったりした部分につきましての路面補修の部分、合わせまして328万2,000円が不要となりましたので減額をさせていただきたいというものでございます。

それから公課費でございます。消費税に係る分でございますけれども、今回の部分については、不用額が発生いたしました。来年度の確定申告1回のみということの申告になりましたので、こ

の分について150万円が不要になりましたので減額をさせていただきたいというものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 30年度、もうすぐ終わることになりますが、私、1点だけ。下水道加入者ですが、今年度、ふえたんでしょうか、それとも、まだ年度当初のままなのか、そこだけお尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 早川建設水道課長。

○建設水道課長（早川 貢一君） 七日市が新しく地区のエリアに入りましたので、加入等も進んでいるようでございますけれども、大変、申しわけございません、本日、資料を持参しておりません。後日また、きちんとした数字を調べまして、報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑はないようです。日程第16、議案第13号平成30年度吉賀町下水道事業特別会計補正予算（第5号）の質疑は保留しておきます。

---

#### 日程第17. 議案第14号

○議長（安永 友行君） 日程第17、議案第14号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、議案第14号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）でございます。

平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,148万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億4,317万円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第3表繰越明許費による。

債務負担行為、第3条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすること

ができる事項、期間及び年度額は第4表債務負担行為による。

地方債の補正、第4条、地方債の補正は第5条、地方債の補正による。

平成31年3月4日提出。吉賀町長岩本一巳。

1ページ、第1表歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款9地方交付税項1地方交付税31億3,597万2,000円に1,269万3,000円を追加し、31億4,866万5,000円、款11分担金及び負担金項2負担金3,130万2,000円から156万8,000円の減額し、2,973万4,000円、款13国庫支出金項1国庫負担金3億4,266万円に1,246万2,000円を追加し、3億5,512万2,000円、項2国庫補助金2億7,645万5,000円から3,949万6,000円を減額し、2億3,695万9,000円。

款14県支出金項1件負担金1億9,691万8,000円から1,091万4,000円を減額し、1億8,600万4,000円、項2県補助金1億9,329万9,000円から1,395万5,000円を減額し、1億7,934万4,000円。

款16寄附金項1寄附金315万1,000円に150万円を追加し、465万1,000円。

款17繰入金項2基金繰入金5億4,697万7,000円から1億1,870万8,000円を減額し、4億2,826万9,000円。

款20町債項1町債9億5,880万2,000円に1,650万円を追加し9億7,530万2,000円。

これに伴います歳入の合計でございます、67億8,465万6,000円から1億4,148万6,000円を減額し、66億4,317万円になるものでございます。

2ページでございます。歳出でございます。

款1議会費項1議会費7,339万5,000円、補正額ゼロでございますして同額でございます。

款2総務費項1総務管理費9億170万2,000円から2,635万7,000円を減額し、8億7,534万5,000円、項2徴税費6,624万5,000円から677万2,000円減額いたしまして5,947万3,000円。

款3民生費項1社会福祉費11億3,497万円から145万1,000円を減額し、11億3,351万9,000円、項2児童福祉費5億1,497万7,000円に2,307万3,000円を追加し、5億3,805万円、項3生活保護費9,653万9,000円から1,300万円を減額し、8,353万9,000円。

款4衛生費項1保健衛生費3億8,459万円から654万4,000円を減額し、3億7,804万6,000円、項2清掃費2億2,241万9,000円に318万4,000円を追

加し、2億2,560万3,000円。

款5労働費項1労働諸費384万2,000円から31万円を減額し、353万2,000円。

款6農林水産業費項1農業費3億8,852万5,000円から1,313万5,000円を減額し、3億7,539万円、項2林業費1億7,293万8,000円から854万2,000円を減額し、1億6,439万6,000円、項3水産業費345万8,000円、補正額ゼロで同額でございます。

款7商工費項1商工費1億8,665万5,000円から1,229万4,000円を減額し、1億7,436万1,000円。

款8土木費項1土木管理費2億2,224万9,000円から2,113万2,000円を減額し、2億111万7,000円、項2道路橋梁費4億2,807万4,000円から3,100万円を減額し、3億9,707万4,000円、項5住宅費1億5,889万5,000円から410万円を減額し、1億5,479万5,000円。

款9消防費項1消防費2億6,536万7,000円から68万4,000円を減額し、2億6,468万3,000円。

3ページでございます。

款10教育費項1教育総務費2億4,996万6,000円から435万6,000円を減額し、2億4,561万円、項3中学校費9,160万3,000円から290万4,000円を減額し、8,869万9,000円、項4社会教育費1億3,688万3,000円から766万2,000円を減額し、1億2,922万1,000円、項5保健体育費1億2,805万2,000円から500万円を減額し、1億2,305万2,000円。

款10公債費項1公債費6億5,474万1,000円から250万円を減額し6億5,224万1,000円。

これに伴います歳出の合計でございます。67億8,465万6,000円から1億4,148万6,000円を減額し、66億4,317万円でございます。

続きまして、4ページ、第3表、繰越明許費でございます。款、項、事業名、金額の順で読み上げてまいります。

2総務費1総務管理費1基幹系システム運営管理353万2,000円、6農林水産業費3水産業費、アユ種苗生産施設整備補助金311万6,000円、7商工費1商工費、健康増進交流促進施設管理444万円、8土木費2道路橋梁費、道路新設改良単独事業1,315万円、8土木費2道路橋梁費、道路新設改良補助事業1億4,550万円、10教育費3中学校費、中学校空調整備事業1,895万9,000円でございます。

5ページの第4表債務負担行為でございます。

吉賀町自治会館管理運營業務費でございまして、期間は平成31年度から平成35年度まで、限度額は465万6,000円でございます。

6ページは第5表地方債補正でございます。

起債の目的1、公営住宅建設事業債7,740万円の限度額を7,430万円、2合併特例事業債1億円の限度額を9,220万円、3過疎対策事業債5億9,790万円の限度額を6億2,530万円とするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法、補正前、補正後変更ございません。お読み取りをいただきたいと思ひます。

7ページの事項別明細書以降につきましては所管をいたします総務課長のほうから詳細説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行君） それでは、本件についての担当課長からの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、議案第14号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）について説明をさせていただきます。

予算書をおめくりいただきまして、まず25ページと26ページのところをお開きいただければと思ひます。

まず、給与費明細書のところから説明してまいります。

25ページの上段を見ていただきますと、1、特別職というところの表で、その表の一番下ですが、比較の欄のところを見ていただければと思ひます。

職員数について2名の減というふうに数字が入っているかと思ひます。内容につきましては、地域おこし協力隊、この2名のということでございます。これについては、産業課で予定しておいた者1名、それから教育委員会で予定されていた者1名、それぞれこれまで募集等をしておりましたけれども、なかなか結果的には見つからなかったということで、この2名分を計上しております。

その右側の欄を見ていただきますと、報酬額として77万8,900円の減額です。今、申し上げた協力隊の部分の減額というところで。（発言する者あり）大変失礼いたしました。77万8,900円の減額でございます。失礼いたしました。

それから25ページ下の段を見ていただきますと、今度は2、一般職でございます。

これも、その下に（1）総括の表の中、比較のところを見ていただきますと数字が入っておりますのが、給料の欄でございまして、67万3,000円の減額でございます。この理由につきましては、次の26ページを見ていただきますと、その理由については記載をしております。記載のとおり育児休業取得職員がおりますので、その分の減額というところでお読み取りをいただければと思ひます。

それでは、予算書は戻っていただきまして、歳出、13ページからでございます。

13ページの上、議会費、議会費、1議会費ということで、002議会費です。嘱託職員の報酬とそれから旅費の部分、予算の組み替えをさせていただくというものでございます。

それから今度その下です。総務費、総務管理費、1一般管理費です。ここの002一般事務事業費、通信運搬費ということで60万円の予算計上です。中身につきましては、郵券料について不足が見込まれますので、その分の増額予算でございます。

それからその下に行っていただいて、2文書広報情報費です。003広報広聴事業費、印刷製本費としての50万円の減額でございます。これにつきましては、50万円の不用額が見込まれるというところでお読み取りをいただければと思います。

その下の005ケーブルテレビ事業費60万2,000円の計上です。これについては、鹿足郡事務組合への負担金ということでございます。今年度、いろいろとシステムの改修工事をしておりますけれども、最終的に額が確定したことに伴いまして、加えてこの増額分が必要になったというところでございます。

それからその下です。

5財産管理費、まず、004公用車維持管理費、嘱託職員の報酬で120万円の減額です。これは公用車の運転手の報酬ということでございます。

それからその下の008基金積立金、ふるさと応援基金積立金220万円の計上です。これにつきましては、最終的にいわゆるふるさと納税というものの額が見えてまいりましたので、その予算計上ということでございます。

それから予算書13ページの一番下ですけれども、8電算管理費の003基幹系システム運営管理費300万円の減額でございます。今年度当初、地方税納税管理システムの改修を予定しておりましたけれども、この内容については、また国等からの指示によって行うものでございます。最終的にその改修内容については、当町においては、そこの改修が不要というふうになりましたので、その部分の減額でございます。

おめくりいただきまして、14ページです。

13定住推進費です。まず、002定住推進費です。システム開発設計委託料236万7,000円の減額でございますが、これにつきましては、町のホームページの中に移住関係のホームページがつくってございます。これの改修経費ということでございましたけれども、その部分について不要の部分がございますので、そこを減額するものでございます。

それから、その下の、出会い創出応援事業補助金、それから民間賃貸住宅建設補助金、それぞれ事業費の確定見込みが立ちましたので、不用額を減額するものでございます。

それから、その下の004企業誘致事業費、報償金で28万4,000円の減額です。これに

については、いわゆる講演会の講師謝礼というものでありましたが、結果として、その講師を招聘しなかったということがありまして、その部分について減額をするものでございます。

その下です。005地域おこし協力隊事業費ということで、産業課、それから教育委員会それぞれ予算をここに計上いたしております。先ほどの給与費明細書のところで御説明をいたしましたものです。特別職の報酬の減額、それがここに当たるものというところで見ただけであればと思います。報酬、それから関連経費について不要な部分を減額するというところで読み取りをいただければと思います。

それから、予算書は次のページに進みます。15ページに行きます。

15ページの上段です。14生活安全対策費、003地域公共交通対策費ということで、萩・石見空港利用促進事業補助金16万8,000円の増額です。これにつきましては、利用者の増加に伴うものというところで見ただけであればと思います。

それから、その下です。徴税費、1税務総務費です。002税務総務費で、システム開発設計委託料278万7,000円の減額です。この内容につきましては、確定申告に関連するシステム開発の委託料として予算を計上いたしましたけれども、これにつきましては、そのシステム開発について見送ったということがございまして、その分の減額をするというものでございます。

それから、その下にまいりまして、民生費、社会福祉費2高齢福祉費、002高齢者福祉総務費です。200万円の減額でございます。これについては、事業費の確定の見込みが立ったということで、不用額を減額するものでございます。

その下の4障がい者福祉費、007地域生活支援事業費のシステム改修委託料です。これについては、108万円の増額でございます。福祉総合システムというものを保健福祉課のほうで導入しておりますけれども、そのシステム改修が必要となったということで、これはいわゆる上級法といいますか、その制度改正に伴うシステム改修が必要となったというところでお読み取りをいただければと思います。

それでは、予算書を、まためくっていただきまして、16ページに移ります。中ほどからになりますけれども、民生費、児童福祉費1児童福祉総務費です。

まず、006次世代育成支援対策費というところで、次世代育成支援対策地域協議会委員5万円の計上です。これにつきましては、今年度、委員改選がございましたので、いわゆる委員さんと委員さんが重なる部分が生じてまいりました。その部分の増額での予算計上です。

それから、その下の印刷製本費123万2,000円の減額です。内容につきましては、子育て支援ガイドブックという冊子をつくっておるところでございますが、これを今年度つくるという予定で予算化をいたしておりましたが、その内容についてさらに精査をしていくというふうな

ところがございまして、その金額を一旦、ここでは減額をさせていただくというものでございます。

その下の008地域子育て支援拠点事業費です。嘱託職員10万6,000円の増額です。これにつきましては、子育て交流サロンの職員さんの、いわゆる時間外手当部分ということでございます。

それから、その下の庁用器具費になりますけれども、これはサロン等で必用な冷蔵庫、それから収納棚、そうしたものが必要となっていましたので、その予算を計上いたしております。

それから、その下です。2保育所費、007子ども・子育て支援事業費です。負担金補助金、そこに記載をさせていただいておりますけれども、いわゆる事業費の確定見込みから増額あるいは減額をさせていただくというところでございます。

それから、その下、3放課後児童対策費、002放課後児童対策事業費というところで、嘱託職員196万2,000円の減額です。報酬の減額でございます。職員さんの中で、長期で休業等をされた方が急遽発生をしたという関係で、その部分の報酬を減額をするというものです。

それから、その下の庁用器具費につきましては、収納棚、ロッカー、これが必要となってきた関係で、その予算を計上いたしております。

それでは、またおめくりいただきまして、今度は17ページに入ります。

上の民生費、生活保護費、1生活保護総務費、それから中段ですけれども、保健衛生費のところ、これらは全て実績額の確定見込みが立ってまいりましたので、それにあわせて不要な部分については減額をするというところで、お読み取りをいただければと思います。

それでは、またおめくりいただきまして18ページです。

18ページの中ほどからですけれども、労働費、労働諸費、1労働諸費、002労働諸費31万円の減額です。報償金31万円の減額でございます。これにつきましては、人材確保定着推進協議会という組織がございますが、ここが主催となって講演会を行うと。その際の講師を招聘したときの謝礼として予算を計上しておいたものですが、その部分が不要となりましたので、ここで減額をさせていただくというものでございます。

それから、その下にいきます。農林水産業費、農業費、1農業委員会費、002農業委員会総務費、農業委員の報酬161万円の減額でございます。これにつきましては、制度の説明は省略をいたしますけれども、いわゆる実績が確定して、確定が見込まれる、それに合わせて減額をするというものでございます。

その下にまいります。3農業振興費です。この部分につきましても、それぞれ事業費の確定見込みが立ってまいりましたので、減額等をさせていただくものでございます。

それでは、またおめくりいただきまして、予算書は19ページです。中ほどのところですね

ども、農林水産業費、林業費、1 林業総務費です。003 鳥獣被害対策費ということで、鳥獣捕獲謝礼27万3,000円の、これは増額ということです。今年度といいますか、いわゆる捕獲数が増加しておるとい状況がございますので、不足部分を予算計上させていただいております。

その下にまいります。2 林業振興費です。002 林業振興総務費ということで、まず、業務運営関係委託料で550万円の減額です。これにつきましては、産業課が所管しております林地台帳整備事業、これについていわゆる入札減というところが発生をいたしておりますので、その部分の減額であります。

それから、その下の簡易作業路開設及び修繕事業補助金、その下の高津川流域産木材活用促進事業費補助金、それぞれ実績見込みが立ってまいりましたので、不用部分の減額というところがございます。

それから、その下の003 造林事業費です。業務運営関係委託料で270万円の減額でございます。これにつきましては、この造林事業における事業の進捗状況と実績、そうしたものから270万円の不用額といいますか、発生しましたので、その額を減額するというものでございます。

それから、20ページに移ります。

商工費、商工費、1 商工振興費、002 商工振興総務費ということで、その下に2つの補助金、それぞれ減額をさせていただきます。これも、実績見込みが立ちましたので、その不要部分を減額するというものでございます。

それから、その下、3 都市農村交流費、002 都市交流推進事業費、業務運営関係委託料で54万円の減額でございます。内容につきましては、アーカイブ事業というものを予定しておったところですが、その事業費については、ここで減額をさせていただくものというものでございます。

それから、その下の003 交流施設管理費、印刷製本費、業務運営関係委託料、それぞれ減額です。印刷製本費につきましては、高速道路ETCの関係のパンフレットの印刷代というところ。それから業務運営関係委託料につきましては、これは真田の交流研修センターの管理委託料、それぞれ不要な部分がございますので減額をするというものであります。

それから、その下、004 交流施設整備事業費です。報償金から下の芸術品等購入費まで減額をさせていただいております。内容につきましては、彫刻の道整備に係るものでございましてそれぞれ不要な部分といいますか、事業には至らなかつた部分について減額をさせていただくというものでございます。

それから、20ページの下ですけれども、土木費、土木管理費、2 土地対策費、002 地籍調査事業費です。1,600万円の減額でございます。これは、事業費の確定により不要部分を減

額をするというものであります。

それから、また予算書をめくっていただきまして、今度は21ページに移ります。

上からですけれども、土木費、道路橋梁費、2道路橋梁新設改良費です。004道路新設改良補助事業費、建設工事費、解体撤去工事費それぞれ減額をさせていやだいておりますが、まず、建設工事費につきましては、相生橋側道橋架設の工事関連、それから解体撤去工事費については、西組線立道橋撤去工事の関連というところでお読み取りをいただければと思います。

それから、その下です。土木費、住宅費1住宅管理費、002公営住宅管理費ということで100万円の減額です。いわゆる、住宅に関する通常修繕部分の予算の減額でございます、今年度実績が見えてまいりましたので、不要部分を減額をするというものでございます。

その下の2住宅建設費、002公営住宅等整備事業費です。設計委託料、下水道受益者負担金、補償金、それぞれ減額をいたしておりますけれども、内容的には沢田団地の整備事業、それから新横立団地、この団地整備に係る事業における不要部分の減額というところで見いただければと思います。

それから、また予算書をめくっていただきまして、今度は22ページに移ります。

22ページの上です。消防費、消防費、4防災費のところ002防災総務費というのが2つ並んでおります。それぞれ総務課あるいは税務住民課が所管いたします2つの補助金でございます。それぞれ減額をいたしておりますけれども、いわゆる申請実績による不用額の減額ということでございます。

それから、22ページ中段のこの教育費に移ります。

教育費、教育総務費、事務局費です。002事務局総務費です。まず、システム開発設計委託料で113万7,000円の減額でございます。中身なんですけれども、今年度、平成30年度当初予算で計上いたしておりました小中学校における通知表等の管理システム、公務支援システムというふうに読んでおりますけれども、その導入を小学校と中学校とで行うということで、これまで進めてまいりましたけれども、結果として小学校は導入をいたしまして、中学校につきましては、いわゆる協議が思うように進まなかったというところがありまして、結果としては中学校では導入は今、してないという状況となっております。したがって、その部分の費用が減額するところがありますので、そこを計上いたしております。

それから、その下の庁用器具費です。128万1,000円の計上です。中身につきましては、学校における耳鼻科健診のときの際の用いる器具を購入する費用であります。これにつきましては、この健診をお願いしておりました先生が、来年度かわるということになります。来年度新しい医師をお願いをするということなんですけれども、その医師のほうから器具のほうを幾らか準備をするように要請がありました関係上、実際には、これを使うのは次年度ということになります。

すけれども、すぐにこれを用意する必要がございますので、耳鼻科健診のための機械器具を用意するということで予算計上をさせていただきました。

それから、22ページが一番下ですけれども、教育費、中学校費、1中学校管理費です。003中学校事務局管理費、中学校体育大会出場補助金です。これについては、実績等から不用額を減額するものでございます。

それから、その下、004中学校施設整備事業費、設計委託料として168万9,000円の減額でございます。中身につきましては、吉賀中学校改修工事に係るもので不用額となったものを減額をいたすということでございます。

それから、予算書は23ページに移ります。上の段ですけれども、2中学校教育振興費、002中学校教育振興費ということで、図書購入費18万5,000円の予算計上です。中身につきましては、これもまた次年度に対応するものでございますけれども、柿木中学校における特別支援学級用の教材費というところで見ただけだと思います。

それから、次にいきまして教育費、社会教育費、1社会教育総務費、002社会教育総務費、業務運営関係委託料56万円の減額です。内容につきましては、これは昨年、伊藤博子さんの作品展を基幹集落センターで行いました。当初、その作品展を開催するに当たりまして、いわゆる警備を委託するというふうに考えておりましたけれども、結果としてボランティアの皆さんであったり、関係者の方がその部分を担っていただいたというところがありますので、その部分不要となりました。その減額でございます。

それから、その下です。2社会教育施設費です。003サクラマス交流センター管理費です。消耗品費は38万4,000円の増額、それからその下の光熱水費から賄い材料費まではそれぞれ減額をさせていただいております。吉賀高校生が入っておられますセンターの管理運営費、この年度末になりまして実績の確定が見込まれてまいりましたので、必要な部分、あるいは不要な部分を増額・減額をさせていただくというものでございます。

それから、その下の3公民館費です。006公民館施設整備事業費200万円の減額です。内容については、朝倉公民館の設計委託におきまして、いわゆる入札減がございますので、その部分の減額です。

それから、その下、23ページが一番下ですけれども、5文化財保護費、004試掘調査事業費180万円の減額です。業務運営関係委託料と書いておりますけれども、中身につきましては、真田地区の遺跡調査に係るものでございまして、事業は行っております。結果として不用額が出てまいりましたので、その部分を減額をするというところでございます。

予算書をまたおめぐりいただきまして24ページです。

上からまいりますと教育費、保健体育費、1保健体育総務費です。004保健体育施設整備事

業費、建設工事費として500万円の減額です。内容につきましては、大野原運動交流広場、これの整備工事につきまして、そのゴルフ場がありますが、その側を囲っているネットがありますけれども、あれにつきましては今あるものが再利用、引き続き使えるというところがありましたので、そうしたところで建設工事が低く抑えられた。その部分の減額というところがございます。

24ページの中段のところですが、公債費、元金それから利子についてそれぞれ減額の予算計上です。これにつきましては、利率の見直し等によりまして減額をするものでございます。

そうしますと、また予算書は戻っていただきまして、歳入でございます。9ページです。

予算書9ページの上からまいります。

まず、地方交付税です。普通交付税というところで1,269万3,000円の予算計上です。いわゆる交付決定額に最終的にここで合わせるというところでの予算計上というところで、お読み取りをいただければと思います。

それから、その下、分担金及び負担金、負担金、2民生費負担金、それから3衛生費負担金ということでの減額での予算計上でございます。いわゆる御本人からいただく部分ですが、事業の進捗状況といいますか、そうしたものから減額をするというところでお読み取りをいただければと思います。

それから、その下の国庫支出金、国庫負担金、1民生費国庫負担金で、施設型給付費負担金、地域型保育給付費負担金というところ、それぞれ増額の予算計上です。保育所に関連する経費、運営費といったもの、そうしたものが増額をいたしましたので、それに伴うものというところがございます。

それから、その下、国庫支出金、国庫補助金、1総務費国庫補助金です。地方創生推進交付金ということで971万4,000円の減額でございます。当初、約1,300万円ということで見込んでおりましたけれども、結果的に認められた部分が337万1,000円は国のほうに認めていただきましたけれども、それ以外のところはそうにはならなかったというところで、その部分を減額をさせていただいております。

それから、9ページの下ですが、2民生費国庫補助金です。まず、地域生活支援事業費補助金、これについては、先ほど歳出のところでも幾らか出しましたけども、福祉総合システムの改修に係る国の補助金でございます。

それから、その下、地域子ども・子育て支援交付金です。これは、放課後児童対策事業費、この予算のほうを減額をしておりますので、それに伴うものでございます。

それから、また、おめくりいただきまして10ページです。国庫支出金、国庫補助金、7土木費国庫補助金です。まず、上のほうですけども道路橋梁費に係る国庫補助金です。道路新設改良

事業、これの減額がございましたので、それにあわせて歳入の部分の減額をするというところ。

それから、その下の住宅費の国庫補助金です。社会資本整備総合交付金、同じものですが、これも事業費の減額に伴い歳入部分も減額をするというところがございます。

それから、中ほど県支出金、県負担金、民生費県負担金です。施設型給付費負担金、それから地域型保育給付費負担金、これにつきまして予算計上しておりますが、いわゆる保育所における事業費の増額に伴うものというものでございます。

それから、その下、4 土木費県負担金、地籍調査事業費の負担金 1,188 万円の減額です。これは先ほど地籍調査の土地対策費のところでは地籍調査幾らか減額をさせていただいております。それに合わせてこちら歳入のほうも減額をするというものであります。

それから、10 ページは下のほう、下の段ですけれども、県支出金、県補助金、1 総務費県補助金です。まず、しまね縁結び市町村事業費交付金です。出会い創出応援事業というのが歳出のほうでございすけれども、そちらのほうの減額に合わせてこちらも減額するというものであります。

それから、その下の民生費県補助金です。これも先ほど歳出のところの説明をいたしたところですが、減額あるいは増額をするというところがございます。

その下の、5 農林水産業費県補助金です。これも県の補助が幾らかありますけれども、事業の実績に合わせて減額をするというものであります。この部分については次のページにまたがっているというところで、見ていただければというふうに思います。

それから、予算書 11 ページに移りまして、中ほど款 16 の寄附金のところでは、寄附金、指定寄附金として 150 万円の計上です。これは、いわゆるふるさと納税というところでは、その予算計上でございます。

それから、その下、繰入金、基金繰入金というところで、1 財政調整基金繰入金から 3 ふるさと創生基金繰入金、8 まちづくり基金繰入金それぞれ最終的な財政調整といいますか、そうした部分も含めて予算を調整させていただいたというところがございます。あわせて、いわゆる過疎ソフトという部分で、当初見込んでおいた額に加えていわゆる超過部分といいますか、その枠を超過する部分が認められたというところもございましたので、そうしたことと、さらには事業費との兼ね合い、そうしたものを調整をいたしまして計上しているというところで見いただければと思います。

11 ページの一番下ですけれども、町債が出てまいります。これは、次のページに移って予算書 12 ページになって町債がまたがっておりまして、さらには 3 の合併特例事業債、それから、10 土木債、それぞれ調整をさせていただいております。先ほど申し上げましたけれども、いわゆる過疎債の部分であったり、事業費であったり、そうしたものがそれぞれ確定してまいりまし

たので、そうしたところでの全体調整を図ったというところで、お読み取りをいただければというふうに思います。

それと、最後に予算書のほうは、また戻っていただいて恐縮でございますが、4ページです。

予算書の4ページに第3表という形で繰越明許費を示させていただいております。これについては、今度は済みません、またものが飛ぶんですけども、参考資料のほうの3ページを見ていただきますと、それぞれの事業名、それから事業費、そして繰越額、一番右の縦の欄ですけれども、繰越明許費の概要ということで、その所管、それからその金額、そしていわゆる繰り越したその理由というものを記載をさせていただいておりますので、この部分も御確認をいただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

質疑は休憩後にしまして、ここで休憩を10分間休憩します。

午後3時29分休憩

.....

午後3時39分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第14号の平成30年度一般会計の補正予算、提案者の提案理由の説明は終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑を行います。質疑はありませんか。8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっと参考のためにお聞きしたいんですけど、17ページの生活保護総務費というのが減額されとるんですけど、これは生活保護世帯が減ったっちゃう理解でよろしいんですかいね。それと26ページの、育休による減額というのがありますが、六百七十何万というんですけど、これ、何人ぐらいの方が育児休暇に入られて、減額かということと、あと10ページの子育て支援事業補助金ちゅう、県からのあれが減額されているんですけど、この理由、明細、以上3点をお願いします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） それではまず、私のほうから、17ページの生活保護総務費の中の、生活保護総務費医療扶助1,300万円の減額について、説明をさせていただきます。生活保護費の医療扶助につきましては、基本的に医療費にかかった分の全額を生活保護費ということで扶助させていただいております。一応、年度当初、これだけの医療費がかかるだろうという見込みに基づきまして、予算化をしておるところでございます。

生活保護の人数等々については、大きな変動はございませんけれども、実績を見ましたところ、当初、予算化しておったものに対しまして、1,300万円ほど減額が見込まれるというような

ところから、今回、減額の補正をさせていただいたところでございます。

それから、10ページのほうの、議員がおっしゃいますのは、児童福祉費県補助金の、94万6,000円の減額のことをございましょうか。（発言する者あり）お答えをいたします。県負担金、いわゆる施設型給付ということで、保育所への入所に当たってでございますけれども、入所費用の部分につきまして、国、県それぞれで割合に基づきまして、負担をしておるところでございます。その部分につきまして、ほぼ1年間の保育所の入所にかかる費用というものが決まりましたので、当初、それに基づきまして予算化を行っておったところなんです、その辺の補助金の精査を行いまして、今回、入ってまいります補助金につきまして、106万5,000円ほど、当初の見込みよりも県の負担金のほうが減額をされるというようなところで、その部分の財源が減ってくるというようなところで、今回、減額の補正をさせていただいたところでございます。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） それでは、予算書は25ページ、26ページにわたって、給与費明細書がありますけれども、ここの、一般職員の給料部分のところ、理由は、育休による減額というところ、人数については2名の職員の減額ということでございます。補足して申し上げますと、この人件費の部分につきましては、年度当初、基本的には職員数分の予算を計上させていただいて、後にこうしたところが発生したときには、いろいろと数字の調整をさせていただくということで、今回、最終的にこの数字、調整をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 私は、予算書5ページの、第4表、債務負担行為について、お尋ねいたします。この債務負担行為は、自治会館の管理運営業務費を、次年度から5年間ということで、債務負担行為を起こすということですが、ということは、議案15号、16号に関係することなんです、地区集会所の水光熱費は、負担金は地元町民が出してください。自治会館については、町が水道光熱費は負担しますと、管理運営費として、負担しますという内容になっておりますが、すべからく、町長の、町民の一体感を醸成するという面では、同じ集会所施設を使用しているんですから、いきさつはどうであれ、町民は同じように公平な負担をしなくてはならないと思っております、その辺、いかがでしょうか。もし、そのあたりが条例でどうにもならないというのであれば、地区集会所の条例や自治会館の条例を改正してでも、それぞれが負担するなり、管理運営費は、水光熱費は町が負担するとかいうような、町民に公平な扱いというのはできないものでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今、御質問のありました債務負担行為の関係で、後の議案第15号、16号に関連がございます。

先般、全員協議会で、その件につきましては6番議員のほうから、さきの定例会のほうでも一般質問がございましたので、それにお答えする形で、資料の提供もさせていただきました。そのときにも、いろいろ質疑もございましたけど、自治会館の成り立ちが、地区集会所と幾らか違うということで、現在のような制度設計になったということ。

それから、いろいろ御質問等、御意見がございました。賃借料の問題、それから、ほかの議員さんからは、浄化槽の設置費の問題であるとか、経費の問題ございました。じゃあそこら辺を今回、全てが精査できるかという、時間的なこともあってできませんよということで、今回、提案、後にさせていただきます新しい指定管理期間の中で、もろもろの調整なりをさせていただいて、支障を来す部分があるのであれば、そこら辺の調整をさせていただきたいということでございます。

もとより、今回、地区集会所もそうですし、自治会館もそうなんですけど、合併後に自治制度の改編をさせていただいた折に、条例改正等をさせていただいて、議会の議決もいただいて、今日に至っているものでございますので、まずはその議決をいただいたところを重く受けとめて、現在に至っているということでございます。

したがいまして、いろいろ拝聴いたしました御意見につきましては、新しい指定管理期間の中で、早い段階から担当課のほうで調整をさせていただいて、所要の処置を講じさせていただきたいということで、先般、全員協議会でお答えをさせていただいたとおりでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、大多和議員。

○議員（6番 大多和安一君） 吉賀町に合併してから、もう15年が過ぎようと、なろうとしておりますが、はっきり言いまして、去年ぐらいに合併して、その猶予期間として二、三年、今まで制度が違ったんだから、その猶予期間で、こういう形で自治会館は負担しますとかいうのだったら、まだ町民にも理解いくと思いますが、もう合併してから15年もたとうとしてるのに、今から、しかもこの自治会館は5年間を予定しておるわけでしょう。そんな長い間に、5年もなぜ待たなきゃいけないんですか。

極端なことを言うと、もう来年、だから31年までは見ましようとするぐらいの、そういうぐらいに事務を進めるべきじゃないんでしょうか。町長、それが、町長が望んだら、町民が一体感の醸成じゃあないんでしょうか。吉賀町は一つと言いながら、このままでは、いつまでも一つになれない。そういう状況だと思いますが、もう一度、5年という長い間に、そういうことを考えるというのは、考え直すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回の地区集会所、それから自治会館の経費、とりわけ指定管理料の関係とかで御意見をいただいたのは、私の記憶では昨年の秋以降だと思います。ですから、先ほど申し上げましたが、これまで長い年月の中では、議会議決をいただいた条例に基づいて、いわゆるその民意を反映した形で今日に至っているということでございます。我々もそういうふうに理解をしておりました。

ところが、新しい、また御意見が、昨年の秋ぐらいから出たわけでございますので、そうした意見をしっかり受けとめて、これから調整作業に入っていこうということでございます。

誤解があってはいけません、今回、来年度以降、新しい指定管理期間ということで、この後、議案の上程をする予定でございますが、決して、その5年間いっぱいかけてやるということでは、当然、ございません。もう早い段階から、担当課のほうで調整させていただいて、それは当然、自治会館なり、集会所を管理していただく自治会であったり、地域の方との、住民の方との調整が必要でございますので、幾らかでも早い段階で、その調整がついて、めどがつくのであれば、場合によっては、指定管理料の変更もあるかもわかりません。ということになれば、条例の改正もあるかもわかりません。

5年間を、いっぱい使ってやります、5年間は必ずかかりますよということでは、当然ございませんので、早い段階から担当課で調整をさせていただいて、あとは状況を見ながら、それぞれ対応をさせていただきたいということで、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） ちょっと今の関連なんですけど、自治会長会説明会ですかいね、そこで承認を得ていると言われたんですけど、この承認というのは、今から5年間のことを承認したのか、それとも今までを承認したのか、ちょっとようわからんですけど。議会の議決が先なんか、自治会長会の承認が得てるからという説明じゃったら、それに議会は何せにゃあいけんのかちゅうことと、自治会長会のは、そういう議決機関でもあるのかちゅう、説明会ではないんかなちゅうことが思うんですけど、そこら辺の説明を。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 議決機関は、間違いなくこの町議会でございます。自治会長会、あくまで連絡事項であったり、説明事項であったりということで、行政全般についての説明をさせていただいて、御理解をいただくということでございますので、今回の、今話題になっております地区集会所であったり、自治会館の内容、管理の仕方、金額の内容、これは承認をいただいたということで、先般も、担当課長も申し上げました。決して、議決事項とか、そういったことではございませんで、議会でご承認をいただいた条例に基づいて、指定管理を定めて、議決をいただく。その内容を自治会長会なりで御説明をして、御理解をいただいているというように受けとめてい

ただければいいのかなと思っております。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） 細かいことで申しわけないんですけども、庁用器具費ということで、お聞きします。16ページなんですけど、冷蔵庫等で13万円とか、その下のロッカーとか、収納棚で20万5,000円とかあるんですけど、これは金額は低いんですけど、購入は、町内で購入するのか、あるいは入札をするのか。本当に細かいことで申しわけないんですけど、町内にも電気屋さんありますし、益田にもありますが、この購入方法について、少し詳しくお聞きします。

○議長（安永 友行君） 永田保健福祉課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） お答えをいたします。学童保育、それから子育てサロン等々について、庁用器具ということで、冷蔵庫等々の購入の予定をしておるところでございます。金額的などころにつきましては、少額ではございます。当然、町内の業者さんのほうから調達をするような形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 永田課長。

○保健福祉課長（永田 英樹君） 金額的などころにつきましては、随意契約等々で購入は可能というふうに考えておりますので、そういったところを契約規則等々に基づきまして対応してまいりたいと思っておりますが、購入については町内業者を利用させていただきたいというふうに思っております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） もう1点ですね、22ページの庁用器具で、耳鼻科健診の器具で128万というふうに、先ほど説明がありましたが、先生がかわるということで、器具だけを買うということなんですけど、これは今度、健診に当たられる先生が、これを買えって言うたんか、どのような経緯ですね、ちょっと高額なので。しかも、保管はどこにするのか、その辺について、もう少し詳しく、ちょっとこれは金額が高額なんで、お聞きします。

○議長（安永 友行君） 大庭教育次長。

○教育次長（大庭 克彦君） 失礼いたします。お答えいたします。こちらの、庁用器具ですが、先ほど説明にありましたように、耳鼻科健診に使う、鼻の健診に使う器具と、耳の健診に使う器具で、それぞれの生徒さんの数だけ必要になってきます。一つの器具は、そんなに高額なものじゃないんですけど、人数分そろえないといけないということで、この金額になるということでございます。

今回、お医者さんが変更になるということなんですけど、これまでお願いしていたお医者さんが不在になるという形で、そのお医者さんを変更せざるを得ないという状況がございました。改め

て、31年度からお願いしようと考えていますお医者さんのほうで、こういった器具を準備してくださいということがございました。使用した後、煮沸の消毒なりをして、保管の方法なども伺いたんですが、密閉した容器でというふうに聞いておりますので、また、その保管場所等は、例えば保健センターなり、そういったところを、今後の検討になりますけど、そういったところでできればというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 3番、桜下議員。

○議員（3番 桜下 善博君） ということは、ちょっと先生のお名前はお聞きませんが、その先生がまたかわるときは、この先生がまた、こういう器具を買ってくれて言ったら、また買わないと。何かというと、さっき人数分というような器具といわれたんで、結構高いんで、そういうふうなこともないんでしょうか。先生がかわったら、また器具を変えとか。今度の先生がかわったために、この次になる先生がこの器具を準備してほしいということで買うというふうに、説明を聞きましたので、またそういうことがあり得るかもわからないということで、ちょっとお聞きするんですが。

○議長（安永 友行君） 大庭次長。

○教育次長（大庭 克彦君） お答えします。これまで健診をしていただいた先生なんですが、これまでは、その先生がお持ちいただいて、どうも健診していたという経過があるようでございます。これからは、その健診器具は、こちらのほうで準備をということでございますので、そんなに器具が変わるものではないと思いますので、基本的に同じ医師の方に継続でということを考えていますけど、変更になっても、同じように利用できるのではなかろうかというふうに考えています。

○議長（安永 友行君） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 繰越明許で、アユの種苗生産施設、この事業がおくれているということなんですが、詳細な説明、求めますが。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） それじゃあお答えします。このアユの種苗生産施設、この補助金は、江川漁協、こちらのほうにお出しするわけですが、いろいろあったんですが、実際、もう発注が完了しのたが、工事も何種類もあるんですが、一番最後が10月の初旬だったと思います。そういう関係で、工事の発注のおくれに伴いまして、完成が8月ごろになるという御連絡をいただいておりますので、吉賀町としては、その補助金の311万6,000円、これを全額、補助金を繰り越して、完成した時点でお支払いをするというものでございます。

○議長（安永 友行君） 7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行君） 施設が完成しないと、アユはそこで育てられないんじゃないかと

思うんですが、そうすると、ことしのアユの放流とかというようなことにも影響を及ぼしてくるようなことがあるのでしょうか。

○議長（安永 友行君） 山本産業課長。

○産業課長（山本 秀夫君） お答えします。この施設自体は、現在あるところとは別のところに、新しくつくっておりますので、直接、ことしも放流、こちらに影響はないと思っております。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 質疑がないようですので、日程第17、議案第14号平成30年度吉賀町一般会計補正予算（第8号）の質疑は保留しておきます。

---

### 日程第18. 議案第15号

### 日程第19. 議案第16号

○議長（安永 友行君） 引き続き、日程第18、議案第15号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について及び日程第19、議案第16号吉賀町自治会館の指定管理者の指定についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、まず、議案第15号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定についてでございます。

吉賀町地区集会所の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出。吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、別紙のとおり。

2、指定管理者となる団体の名称、別紙のとおり。

ということで、別紙ということで2枚提供させていただいています。ごらんのとおり52カ所の地区集会所でございます。

3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

この件につきましては、さきの全員協議会で詳細に説明を申し上げておりますので、御説明につきましては、省略をさせていただきたいと思えます。

続きまして、議案第16号吉賀町自治会館の指定管理者の指定について。

吉賀町自治会館の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年3月4日提出。吉賀町長岩本一巳。

1、指定管理を行わせようとする公の施設の名称、別紙のとおり。

2、指定管理者となる団体の名称、別紙のとおり。

ということで、5カ所の自治会館についての別紙を準備をさせていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

3、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

この件につきましても、全員協議会で御説明させていただいておりますので、詳細説明につきましては割愛をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 提案書の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 集会所の指定管理の件なんですけど、私どもの集会所のあれは指定管理がなっておるんですけど、経費といいますか費用は全て地元住民がまかっております。その中には電気、ガス、水道、あと浄化槽維持管理費、電気代の中には地域についている外灯も負担しております。

そこら辺で、自治会館ではその外灯までも指定管理に入っているのかちゅうことを、ちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えさせていただきます。

現在、自治会館の外灯ということでは、ちょっと詳細に、今、把握をしておりませんが、また個別に報告させていただきます。

一般的な外灯というものにつきましては、私の承知している限りでは、地区の要望により地区へ補助金を払って立てている外灯と、家から離れて町が設置されている外灯があるかと思いますが、前者の外灯につきましては、電気料が地区の負担ということで設置をしていると認識しておりますので、そのような対応なのではないかなと思います。

○議長（安永 友行君） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人君） 県道沿いに電柱1本置きに立つとる外灯とはまた別で、地区内に地区の要望で新たに新設したちゅう、地区の要望ちゅうんが、全てがそれに当たるんかと思うんですけど、電気代、あと今までLEDにかえたから余り修理がなくなりましたけど、それまでは年に何回も修理代が重なって、全て負担しておりましたのでね、そこら辺でちょっとなぜかちゅうと、やっぱり先ほどの質問等でもありましたけど、不公平感があると、住民理解が得られないちゅう観点から質問しておるんですけど、そこら辺で。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 担当課のほうで、今のご質問は精査をさせていただいて、またお答えをする機会があるかと思いますが、基本的には先ほど課長申し上げましたように、一つの要件を設けて、これに合致する場合は町が防犯灯を設置をして、電気料いわゆるそのランニングコストも全部、吉賀町が負担をする。

そうでなくて自治会のほうが、地区のほうがこういったところに防犯灯を設置をしたいということになれば、設置費のおおむね2分の1を町から補助金を差し上げて、残りの2分の1は自治会が地区のほうにご負担いただいて、あとは電気料等の経費については地元のほうが負担をしていただくこういったルールがございますので、今、8番議員言われたその防犯灯が、どこのどいういった防犯灯かちょっと承知できませんけど、そうしたことで、今、町内にある防犯灯については2つの考え方があるということ。

それからもう1つは、道路管理者として道路外灯であったりするところもありますので、町であったり県であったり、そうしたことがございますので、また個別の箇所等ご指摘をいただいて、また担当のほうで説明をさせていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（安永 友行君） 11番、藤升議員。

○議員（11番 藤升 正夫君） 集会所のほうのことでお聞きをいたします。

この度の指定管理で見ますと、重則地区集会所並びに上福川集会所が指定管理の対象となっていないというふうに思いますが、これらの集会所を、今後どのような形での管理をする方向になっているのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 深川企画課長。

○企画課長（深川 仁志君） 2つの地区集会所についてお答えいたします。

一昨年ですが、ちょっと詳しい日付は、今、手持ち資料ございませんが、上福川集会所につきましては大きく3集落ございますけど、そのうちの1つの集落が、もうなかなか管理のお手伝いと費用の捻出等が困難であるという申し出に基づきまして、地区で協議をされたところでございます。

結果、新たに地区集会所としての機能と申しますか、建物的な機能ではなくて、集まるとかそういうことがもうほとんどないのでなくなった。原因については、高齢化と人口減少があらうかと思っておりますので、町にお返ししたいという話がございます。

同様に重則集会所におきましても、なかなかの地区の人口が減った中で、維持管理が困難であるということがございまして、もう集会所としては利用しないという申し出がありました。

今回、指定管理の更新にあわせまして、そこにつきましてはやむを得ないものとして我々判断して、今回の指定管理から外しているところでございます。

やはり町の資産ですので、当面は町が、我々直営で維持管理なりしていきたいと考えていると

ころでございますが、払い下げ等できるところは行いながら、そういう選択肢も考えながら、今後、対処、検討していきたいと、今、考えているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 10番、庭田議員。

○議員（10番 庭田 英明君） この集会所と自治会館、設立の目的も違いますし、いろいろな生い立ちがあるというような、先ほど言いましたように合併から随分たっていますのでそういうことは言いませんけど、まさにその地域地域の自治をきちっとやろうと思ったら、どっちがいいとは私申しませんが、やっぱりその集会所を、ある程度旧六日市地区の集会所を、公民館単位で自治会館に格上げして運営する。そして、自治をしっかりとその地域地域の自治意識を高めていく。この5つの分館で自治会館でやっとならんと、柿木にも集会所がありますけど、その役目というのは完全に違うわけですので、そこら辺のところを少し行政のほうも考えて不公平感のないように、そして、しっかりとその住民の自治意識が高まるような方法を取らんと、光熱費がどうのこのちゅうような問題になるわけですので、そこら辺のところを少し考えていただきたいと思いますが、どうなんでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まさに、今、公民館そのもののあり方を検討させていただいて、今朝ほどの施政方針で申し上げましたが、公民館のあり方をまもなく取りまとめができるという状況でございます。

地域振興の核は、やはり公民館であったり分館であったり、そういったことに自治会館であったり間違いのないわけでございますので、今、10番議員からご提案なりご意見がありましたことは、こちらのほうでまず意見として受けさせていただきまして、あとはなかなか全体で五十数カ所、地区集会所もございます。特に旧六日市のエリアにつきましては、地区集会所のエリアがかなり小分けになっています。そこもまた旧柿木村エリアとはちょっと様子が違うということでございますので、仮に、今、10番議員のほうからご提案あった内容であるとする、じゃあその幾らかまとめたエリアの拠点なりを、集会所ですから、今でいう柿木の自治会館というイメージになろうかと思いますが、そこをどこにするのか、じゃあそのときに公民館との折り合いをどういうふうにつけるかということで、そうした問題も本当にあります。

ご提案いただいた内容、貴重な意見としてお受けをするわけでございますが、一朝一夕にこうできるような問題でもございませんので、また新たな課題ということで拝聴させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 5番、中田議員。

○議員（5番 中田 元君） 先ほど、11番議員のほうからありましたが、重則と上福川の地

区がもう必要ないから、必要ないこともないかもしれませんが、今のような経費の問題とかいろいろあるかと思いますが、集会所というのは恐らく避難所等になっておるんじゃないかなろうかと思うんですが、どこの地区も。

そうすると、今の上福川とか重則、使わないということになると、その辺の対応というのは、「もう要らんからもう鍵返しますよ」と言うと、避難所というのは今の2カ所につきましては、なくなるというような懸念がありますが、その辺はまたどのようにお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二君） 総務課のほうで、いわゆる防災といいますか、そうした避難所のほうをやっておりますので、実際にその上福川とそれから重則集会所については、基本的には地元のお考えというのが一番優先されることなんだろうというふうに思っていて、これまで集会所そのものは企画課のほうで所管いたしますので、企画課とそれから地元との協議を見守ってきたということがあります。その結果を受けて、これからその避難所というふうな機能をどうするのかというところがあるかもしれません。

この件については現段階じゃあこのようにという答えを用意しているところには、まだ現時点ではちょっといっておりませんので、今後、急ぎそうした考え方をまたまとめていきたいというふうには思っております。

ただ、先ほど企画課長が申しあげましたけれども、その施設全く手放すと、地元も手放す役場も手放すというわけではございません。役場がまずは直営で管理をするということで考えておりますので、その施設の使用云々についてはできないわけではありませんので、そういうところはこれからまた協議を進めて、どうあるべきかをまた整理をしていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） よろしいです。質疑がないようです。

日程第18、議案第15号吉賀町地区集会所の指定管理者の指定について及び日程第19、議案第16号吉賀町自治会館の指定管理者の指定についての質疑は、保留をしておきます。

---

○議長（安永 友行君） 結構な時間になりましたので、あと結構残っておりますが、あす充実した審議をお願いして、延会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行君） 異議なしと認め、本日は、これで延会することに決定し、明日残りの議案は審議いたします。

本日は、これで延会します。

午後 4 時22分延会

---